

教職第1512-2号
令和6年3月25日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長
埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長
(公印省略)

令和6年度会計年度任用職員等の配置に伴う事務手続について（通知）

日頃、給与等の適正な支給について、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、会計年度任用（学校）職員の報酬支払事務については、会計年度任用職員システム（以下、システム）により処理を行っています。

つきましては、令和6年度に会計年度任用学校職員（非常勤講師）、スクールカウンセラー、障害者会計年度任用職員及び就業補助員が配置される学校におかれましては、下記のとおり書類の提出及びシステムによる事務処理をお願いいたします。

記

1 システム対象任用種別

- ・会計年度任用学校職員（非常勤講師）
- ・スクールカウンセラー
- ・障害者会計年度任用職員及び就業補助員

2 書類の提出先について

以下に関係書類を提出してください。

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階

埼玉県教育局教育総務部教職員課 県費事務担当

※1 埼玉県庁の住所とは異なりますので、提出の際は御留意願います。

※2 個人情報を含む書類を郵送にて御提出される場合には、安全管理上、確実に到達する方法を講じてくださるよう御留意願います。

3 任用の種類について

会計年度任用学校職員（非常勤講師）、スクールカウンセラー、障害者会計年度任用職員及び就業補助員の任用の種類及び勤務条件等については、職員の配置後、人事異動通知書（辞令）で確認してください。勤務日数等の詳細は、任用種別により異なりますので、人事異動通知書及び校長が作成した勤務予定表（会計年度任用学校職員のみ）を必ず確認してください。

なお、会計年度任用学校職員（非常勤講師）及びスクールカウンセラーについては、年間措置日数を超えて勤務した分の報酬は支給されませんので、市町村教育委員会に人事異動通知書・勤務条件等を確認の上、管理の徹底をお願いします。

4 例月事務について

(1) 全任用形態共通

新システム稼働の際、現行の会計年度任用職員システムから新システムに移行できる勤務実績・計画は、次のとおりとなる予定です。令和6年8月以降の勤務計画や休暇等を現行のシステムに入力しても、新システムに当該データは移行できませんので、御留意ください。

ア 日額職員（非常勤講師及びスクールカウンセラー）

令和6年4月実績（5月例月報告分）から令和6年7月実績（8月例月報告分）まで

新システム稼働後の報告方法については、後日連絡いたします。

イ 月額職員（障害者会計年度任用職員及び就業補助員）

令和6年4月実績（5月例月報告分）から令和6年7月実績（8月例月報告分）まで

新システム移行時、令和6年8月以降の勤務計画については、雇入通知書に記載の勤務予定日時を教職員課側で新システムに反映予定です。その後の具体的な報告方法については、後日連絡いたします。

(2) 会計年度任用学校職員（非常勤講師）

ア 報酬は、日額報酬形態・翌月支給です。前月分の勤務実績に基づき支給されます。

任期中の勤務予定を適切に把握できるよう、任用されたら、任期中の勤務予定表（別紙様式4号）を作成し、令和6年7月までの勤務予定をシステムに登録しておいてください（勤務実績の仮登録）。新システム稼働後の報告方法については、後日連絡いたします。

例月の報告時には、勤務予定をあらかじめ登録している場合でも、仮登録の内容と勤務実績に相違がないか必ず確認してください。

対象月の勤務実績が仮登録の内容と相違がない場合は、登録済の勤務予定がそのまま勤務実績となります（勤務実績の本登録）。

相違があった場合、必ず報告期間内に勤務実績を修正して登録してください。

イ 費用弁償は、翌月支給です。前月分の勤務実績に基づき支給されます。

(3) スクールカウンセラー

ア 報酬は、日額報酬形態、翌月支給です。前月分の勤務実績に基づき支給されます。

例月の報告時には、出勤簿や旅行命令簿を整理し、勤務実績を毎回の例月報告時にシステムで報告してください。

イ 費用弁償は、翌月支給です。前月分の勤務実績に基づき支給されます。

(4) 障害者会計年度任用職員及び就業補助員

ア 報酬は、月額報酬形態、当月支給です。あらかじめ、雇入通知書に記載された勤務予定を県費事務担当でシステムに登録します。

ただし、前月分の勤務実績報告（当該月の翌月の報告、休暇・欠勤・勤務の割り振り変更等）は毎月必ず行ってください。これにより、当該月に無給休暇・欠勤があった場合、当該月の正しい報酬が計算され翌月報酬にて調整が行われます。

なお、登録されている勤務予定と変更がない場合も、必ず登録ボタンを押してください。

イ 費用弁償は、翌月支給です。前月分の勤務実績に基づき支給されます。

5 提出書類及び事務処理について

下表に掲げる書類の提出及び事務処理をお願いします。

また、別表1「任用別事務処理フロー」も併せて御活用ください。

なお、システム操作については、令和6年3月25日付け教職第1545号「会計年度任用職員システムマニュアルについて（通知）」を御覧ください。小中学校県費事務ポータルサイトにも「会計年度任用職員システムマニュアル」（以下、マニュアル）を掲載しています。

※下線部分は特に注意してください。

提出書類	処理内容
(1) 通勤に係る費用弁償に関する届 【別紙様式第1号】 ※必ず該当する任用種類の様式を使用してください。	以下の期限で教職員課県費事務担当（以下、県費事務担当）へ <u>郵送又は持参</u> してください（ <u>必着</u> ）。 【会計年度任用学校職員（非常勤講師）】 ① 4月1日から4月7日までの発令： <u>4月15日(月)必着</u> ② 4月8日から4月14日までの発令： <u>4月19日(金)必着</u> ③ 4月15日から4月21日までの発令： <u>4月26日(金)必着</u> ④ 4月22日から4月28日までの発令： <u>5月2日(木)必着</u> ⑤ 4月29日から5月5日までの発令： <u>5月13日(月)必着</u> ⑥ 5月6日から5月12日までの発令： <u>5月20日(月)必着</u> ⑦ 5月13日から5月19日までの発令： <u>5月27日(月)必着</u> ⑧ 5月20日から5月31日までの発令： <u>6月3日(月)必着</u> ⑨ それ以降の発令 発令日から <u>15日以内</u> 又は <u>翌月3日</u> ※1のいずれか早い方

※1 発令日の翌月3日が週休日又は学校職員の休日である場合は、その前の営業日までに提出してください。

※2 原本到着が間に合わない場合は、届が作成出来次第速やかにFAXにて送付し、その後原本を郵送（「〇月〇日FAX送付済み」と記載した付箋添付）してください。（電話での連絡は不要です。）提出期限を過ぎた場合については、遡及で支給する可能性がございますので御了承ください。

※3 事実発生日は任用始期としてください。

※4 令和5年度と同一校・同一経路の場合でも必ず提出してください。

【スクールカウンセラー】

4月15日（月）必着

※1 事実発生日を4月1日（任用始期）とし、以下の学校のみ提出してください。

なお、別表2も参考にしてください。

- ・グループ内は小学校のみ（小学校配置）→【**拠点校**】
- ・グループ内は中学校のみ（中学校配置）→【**全校**】
- ・グループ内に小学校と中学校が混在（小中配置）
→【**拠点校（中学校）**】

※小中配置とは「小学校配置と中学校配置の両方を持つ（別グループ）」
ことではない

なお、令和5年度と同一校・同一経路の場合でも必ず提出してください。

※2 出勤日の都合上、上記期限に間に合わない場合は、届が作成出来次第、速やかに原本を郵送してください。なお、提出期限を過ぎた場合については、遡及で支給する可能性がございますので御了承ください。

※3 上記期日までに提出が確認できない学校については、状況確認のため個別に御連絡を差し上げる可能性がございます。

【障害者会計年度任用職員及び就業補助員】

① 4月1日発令：4月15日（月）必着 ※1※2

② それ以降の発令：社会保険の加入等に必要な情報となりますので、可能な限り発令から5日以内の提出に御協力ください。

※1 事実発生日は4月1日（任用始期）としてください。

なお、令和5年度と同一校・同一経路の場合でも必ず提出してください。

	※2 令和6年4月1日に（引き続きではなく）新規で採用される職員については、<u>4月支払いから控除が開始する共済・互助会掛金の標準報酬月額決定</u>に必要な情報となりますので、<u>可能な限り早期の提出に御協力ください。</u> ※3 兼務校がある就業補助員については、<u>それぞれの学校で</u>届の提出が必要となります。（本務校から出張として兼務校へ向かうと任用段階で決まっている者は除く）
(2) 個人番号記入シート 【別紙様式第2号】	【全任用形態共通】 配置された職員（以下、職員）に個人番号の提出が済んでいるか確認してください。 ① <u>市町村立学校の旧非常勤職員や会計年度任用職員</u>として教育事務所又は県費事務担当へ提出済みの場合 → <u>県費事務担当への提出は不要です。</u> ② 市町村立学校の<u>本採用（再任用・臨任含む）</u>の時に教育事務所又は県費事務担当へ提出済みの場合 あるいは、県立学校や他の機関で個人番号を提出したことがある場合 → 給与支払者が異なるため、新たに<u>市町村立学校の会計年度任用職員</u>となった段階で、<u>改めて県費事務担当へ提出してください。</u> ③ <u>市町村立学校の旧非常勤職員や会計年度任用職員</u>として教育事務所又は県費事務担当へ提出したことがない、又は提出したかどうか不明な場合 → <u>県費事務担当へ提出してください。</u> 県費事務担当への提出期限は以下のとおりです。 なお、郵送により提出する際は、各市町村において定めている安全管理措置等に御留意ください。 また、個人番号の取扱いに当たっては平成28年1月15日付教職第1130-1号「県費負担教職員に係る個人番号の取扱いについて（通知）」に基づいています。 別紙5を配布するなどし、個人番号の利用目的を明示の上、別紙様式第2号に個人番号を記入していただってください。 ※ 常勤職員用の様式とは異なります。必ず、会計年度任用職員用の様式（別紙様式第2号）を用いてください。

	【会計年度任用学校職員（非常勤講師）】 【スクールカウンセラー】 ① 発令されてから<u>15日以内</u> ② 発令日を含む月の<u>翌月3日</u>まで 上記の①、②のいずれか早い日までに県費事務担当へ提出してください。 【障害者会計年度任用職員及び就業補助員】 社会保険の加入に必要な情報となりますので、<u>可能な限り発令から5日以内の提出</u>に御協力ください。
(3) 口座振替依頼書 ・住所登録 【別紙様式第3号】 (マニュアルP2～6 参照)	【全任用形態共通】 職員から口座振替依頼書の提出を受けてください。 ※ 任用が継続している職員の場合も、口座に変更がないか必ず確認してください。 ※ 報酬等振込口座の登録が完了しないと、職員の勤務実績を登録しても、システム上での支払手続は完了しておりません。 <u>勤務実績を登録する前に、必ず報酬等振込口座の登録を完了してください。</u> ※ システム上、口座の名義はシステム「基本情報」の氏名情報が用いられますので、<u>氏名情報も確認</u>してください。 なお、口座振替依頼書の提出を受けた後は、以下の手続を行ってください。 【会計年度任用学校職員（非常勤講師）】（※4月発令の場合） 【スクールカウンセラー】（※4月発令の場合） ① <u>5月報告時</u>に、システムの「職員情報－基本情報登録・変更」画面で職員を検索し、住所（住民票記載の住所）を登録してください。昨年度から任用が引き続いている場合は、その内容を確認してください。 ② システムの「職員情報－報酬等振込口座」画面で職員を検索し、報酬等振込口座を登録してください。 昨年度から口座の内容に変更がない場合には、その内容を確認してください。 ③ 登録を終えたら、口座振替依頼書は学校で適切に保管してください（<u>県費事務担当への提出は不要です</u>）。 ※ <u>翌月払いの職員のため、4月報告時には何も操作する必要はありません。</u>

	【障害者会計年度任用職員及び就業補助員】 ① <u>4月報告時</u>にシステムの「職員情報－基本情報登録・変更」画面で職員を検索し、住所（住民票記載の住所）を登録してください。昨年度から任用が引き続いている場合は、その内容を確認してください。 ② システムの「職員情報－報酬等振込口座」画面で職員を検索し、報酬等振込口座を登録してください。 昨年度から口座の内容に変更がない場合には、その内容を確認してください。 ③ 登録を終えたら、口座振替依頼書は学校で適切に保管してください（<u>県費事務担当への提出は不要です</u>）。 ※ 年度途中採用の場合、システムへの登録時期については、個別に御連絡します。
(4) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	【障害者会計年度任用職員及び就業補助員のみ】 職員が新たに任用された場合、給与所得者の扶養控除等（異動申告書（写し）を提出してください。（※1）原本については、学校で保管をお願いします。 ① 4月1日発令：4月支払いにて必要な情報となりますので、<u>可能な限り早期の提出に御協力ください。</u> ※1 ② それ以降の発令：提出時期等を個別に御連絡いたします。 ※1 <u>昨年度に引き続き、今年度も採用される等、既に本年分を提出済である職員については、提出不要です。</u> ※2 令和6年分（令和7年以降の発令は、令和7年分）の様式を使用してください。

(5) 勤務状況報告 【別紙様式第4号】 (マニュアル P14, 15～19, P23～30, P47～56, P62～75 参照)	発令後、以下の手続により、職員の勤務実績をシステムに登録してください。 【注意】 追給・戻入事案が多発しております。どの任用も必ず休暇簿等とよく突合し、正確に勤務実績を登録してください。 【会計年度任用学校職員（非常勤講師）】（※4月発令の場合） (1) 4月報告 令和6年4月に任用がある職員は、翌月支給になりますので、何もする必要はありません。任用されたら、任期期間中の勤務予定表（別紙様式第4号）を作成しておき、翌月の報告時に入力できるようにしておいてください。 昨年度に任用がある職員の3月勤務計画に変更がある場合、又は欠勤がある場合は、システムの「非常勤講師－勤務状況報告（非常勤講師）」画面から勤務計画の修正を行います。 ※ 3月実績の登録方法は通常月と異なります。必ずマニュアル P44～46「<u>前月末で任期が終了した職員のシステム検索方法について</u>」を御確認ください（令和6年度継続任用者含む）。 (2) 5月報告以降 出勤簿等を整理し、前月分の勤務実績を入力してください。 また、令和6年度初めて勤務実績を登録する際には、前月分の勤務実績と合わせて、作成した勤務予定表（別紙様式第4号）を基に、システムの「非常勤講師－勤務状況報告（非常勤講師）」画面から、職員を検索し、勤務予定表を基に、令和6年7月までの勤務予定日の勤務時間を登録します（勤務実績の仮登録）。
---	--

【留意事項】

- 勤務実績が仮登録されている場合の月についても、仮登録の内容と勤務実績に相違がないか必ず確認してください。

対象月の勤務実績が仮登録の勤務実績と相違がない場合は、仮登録の勤務実績が正式な勤務実績となります。

相違があった場合、必ず報告期間内に勤務実績を修正して登録してください。(勤務実績の本登録)

- 勤務予定表（会計年度任用学校職員のみ）は、職員の発令後、校長が職員の下承を得て作成してください。
- 勤務実績を入力する際には、勤務がない月の場合でも、勤務の「登録」を完了してください。（勤務時間は空欄のまま「登録」処理をしてください。）
「登録」をしないと、勤務が0日なのか、未登録なのかを判断することができません。（マニュアル P28～30 参照）

【スクールカウンセラー】（※4月発令の場合）

(1) 4月報告

令和6年4月に任用がある職員は、翌月支給になりますので、何もする必要はありません。

昨年度に任用がある場合は、3月の勤務実績を、システムの「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー勤務状況報告（SC・SSW）」画面から行います。

※ 3月実績の登録方法は通常月と異なります。必ずマニュアル P59～61「前月末で任期が終了した職員のシステム検索方法について」を御確認ください（令和6年度継続任用者含む）。

(2) 5月報告以降

4月の勤務実績を、システムの「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー勤務状況報告（SC・SSW）」画面から行います。

直行又は直帰の出張がある場合については、「片道」「非支給」の登録を合わせて行ってください。

※ 勤務がない月の場合でも、勤務の「登録」を完了してください。（勤務時間は空欄のまま「登録」処理をしてください。）

※ 報告については、以下の学校が行ってください（＝費用弁償提出校と同一）

なお、別表 2 も参考にしてください。

- ・グループ内は小学校のみ（小学校配置）
→ 【拠点校】が配置校分の勤務実績をまとめて報告
- ・グループ内は中学校のみ（中学校配置）
→ 【全校】が自校分の勤務実績を報告
- ・グループ内に小学校と中学校が混在（小中配置）
→ 【拠点校（中学校）】が配置校（小学校）分の勤務実績をまとめて報告

※小中配置とは「小学校配置と中学校配置の両方を持つ（別グループ）」のことではない

【障害者会計年度任用職員及び就業補助員】

(1)例月報告

「障害者会計年度任用職員・就業補助員－勤務状況報告書（障害者・就業）」画面から、職員を検索します。

- ① 「報告年月」を「当月」にし、雇入通知書に記載された勤務予定日が登録されているか確認します。

※1 あらかじめ登録された勤務予定日が実際の勤務予定と異なっても報酬の支払いに影響はありません。当月が終了するまでは勤務予定日の変更はしないでください。特に、8月以降の休暇、欠勤等の勤務計画を登録しても、新システムに当該データは移行できませんので、御留意ください。

※2 4月分については勤務予定が反映されていない場合がありますが、報酬の支払いには影響しません。

② 前月の勤務実績を報告します。

休暇の取得、勤務の割振り変更がある場合は、報告年月を前月にし、「当月」タブから入力してください。あらかじめ登録された勤務予定から変更がない月の場合でも、勤務の「登録」を完了してください。

欠勤、兼務、出張・在宅勤務に伴う片道・非支給がある場合は上記の作業に追加して、報告年月を当月にし、「前月」タブから入力してください。

※ 兼務校分の報告は、本務校が取りまとめ、本務校が報告してください。

(6) 普通旅費請求書	【スクールカウンセラー】 【障害者会計年度任用職員及び就業補助員】 要綱等に定める命令可能な用務を行った際、一般職員の例により計算し、提出してください。（様式も一般職員の例によります。） ※1 通勤調整は行いません。 ※2 兼務校への出張時は旅行雑費の支給はありません。 ※3 直行又は直帰の出張をした場合には、費用弁償が「片道」、直行直帰の出張をした場合には、費用弁償「非支給」となります。システムから「片道」「非支給」の登録を行ってください。 ※4 スクールカウンセラーについては、以下のように提出してください。 なお、別表2も参考にしてください。 ・グループ内は小学校のみ（小学校配置） →【拠点校】が配置校への出張分等を取りまとめ提出 ・グループ内は中学校のみ（中学校配置） →【学校ごと】に自校分の出張を提出 ※拠点校・対象校が別々に提出 ・グループ内に小学校と中学校が混在（小中配置） →【拠点校（中学校）】が配置校（小学校）への出張分等を取りまとめ提出 ※小中配置とは「小学校配置と中学校配置の両方を持つ（別グループ）」のことではない
--------------------	---

【補足】

(1) 通勤に係る費用弁償に関する届（別紙様式第1号）

- ・ 例月の費用弁償を支払うために必要な届です。
- ・ 確認・決定の事務処理は教職員課県費事務担当で行います。届の裏面は氏名欄のみ記入してください。
- ・ 転居等で通勤の実態が変わった時は、新たな届を速やかに県費事務担当へ提出してください。

(2) 個人番号記入シート（別紙様式第2号）

- ・ 個人番号提出対象の会計年度任用学校職員（非常勤講師）で、複数校で発令がある職員については、配置校のうちいずれか1校において記載を求めてください。
なお、どの学校で記載を求めるかは、配置校間で調整してください。
- ・ 個人番号提出対象のスクールカウンセラーは、拠点校において記載を求めてください。
なお、複数の拠点校を持つスクールカウンセラーの場合は、拠点校のうちいずれか1校において記載を求めてください。どの拠点校で記載を求めるかは、拠点校間で調整してください。
- ・ 兼務のある就業補助員については、本務校において記載を求めてください。

(3) 口座振替依頼書（別紙様式第3号）

- ・ 報酬及び費用弁償を本人指定口座に振り込むために必要な書類です。
- ・ 通帳又はキャッシュカードの写し（カナ名義が表記されている頁）を添付させ、口座振替依頼書に記載された内容に相違がないか確認してください。
なお、本人名義の口座に限り、振り込むことができます。
- ・ 複数校で発令がある職員については、同一の口座を指定してください。
- ・ 提出を受けた口座振替依頼書を基にシステムの「職員情報－報酬等振込口座」画面で職員を検索し、住所情報及び報酬等振込口座を登録してください。既に住所情報及び口座情報が登録されている場合は、内容に変更がないか確認をしてください（県費事務担当への口座振替依頼書の提出は不要です）。
- ・ システム上では、システムの「基本情報」画面に登録された氏名情報がそのまま口座名義に使用されますので、口座振替依頼書とよく突合してください。
- ・ 年度途中発令（特に月途中発令）の障害者会計年度任用職員・就業補助員については、口座情報の登録時期を個別に御連絡いたします。

- ・ 当該口座の解約や、婚姻などによる名義変更が生じる場合は、報酬等の振込不能を防止するため、銀行での名義変更手続き前に県費事務担当へ連絡してください。

なお、名義相違等の事由により振込不能となった場合は、振込不能件数1件につき880円の手数料が発生しますので、適切な口座管理に御協力願います。（マニュアルP6参照。）

（４）給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

- ・ 障害者会計年度任用職員及び就業補助員のみ提出が必要となります。
年途中に採用された場合は、提出時期について個別に御連絡します。
- ・ 申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができませんので、兼業している場合、他の勤務先に提出していないか確認をお願いします。
- ・ 記入に際しては、以下の点に注意してください。
 - ① 個人番号は本人、扶養親族等の欄には記入しないでください。
 - ② 職員又は同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族含む）が障害者に該当し控除を希望する場合、C欄の該当項目へのチェックと、「左記の内容」欄へ詳細（障害者手帳の種類、級数、交付日）を記入してください。
- ・ 年の途中で扶養等の情報を変更する場合は以下のとおり御対応ください。
 - ① 県費事務担当に扶養控除申告書の変更がある旨を連絡
 - ② 学校にある原本を修正
 - ③ 修正した原本のコピーを県費事務担当へ送付
- ・ 職員に扶養親族がいる場合は、扶養親族の個人番号も必要となりますので、個人番号記入シート（別紙様式第2号）に扶養親族の個人番号を記入の上、併せて提出してください。

（５）勤務状況報告

ア 会計年度任用学校職員（非常勤講師）

○勤務予定表の作成について

- ・ 勤務予定表の作成が必要なのは会計年度任用学校職員（非常勤講師）のみです。
- ・ 職員の配置後、校長が職員の任期期間中の勤務予定表（案）を職員へ提示し、職員の下承が得られた後、勤務予定表（別紙様式第4号）を2部作成します。
なお、校長は任期中全ての勤務日及び時間数を計画し、計画書を作成するものとします。

- ・ 校長は作成した勤務予定表のうち1部を職員に交付し、もう1部を事務担当者（会計年度任用職員報酬等支払い事務を担当する者）にシステム登録用として提供してください。事務担当者は勤務予定表を適切に保管してください（電子データ含む）。（県費事務担当への提出は必要ありません。）

- ・ 学校長は勤務の割り振り変更等で勤務予定表に変更が生じた場合は、変更事項を反映させた勤務予定表を再度、作成し、1部を職員に交付し、もう1部を事務担当者に提供してください。

なお、教育課程の編成上（兼務校があった場合その影響含む）、また報酬支払への影響を避けるため、原則として、割り振り変更は、当月内、同一時間数で行ってください。

○システムによる勤務実績の報告について

- ・ **【採用当初】**システムの「非常勤講師－勤務状況報告書（非常勤講師）」画面から、職員を検索し、勤務予定表を基に、任期中全ての勤務予定日の勤務時間を登録します。（勤務実績の仮登録）

- ・ **【例月】**翌月の勤務実績が仮登録の内容と合っている場合は、勤務予定がそのまま勤務実績となります。異なっている場合には、勤務実績を修正してください。（勤務実績の本登録）

職員の検索方法及び勤務実績の登録方法については、マニュアル P15 を参照してください。

イ スクールカウンセラー

○システムによる勤務実績の報告について

- ・ 会計年度任用学校職員（非常勤講師）と異なり、スクールカウンセラーについては、任期分の勤務計画を登録する必要はありません。毎月、前月分の実績登録をしてください。

- ・ システムの「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー－勤務状況報告書（SC・SSW）」画面から、職員を検索し、勤務実績時間を登録します。直行又は直帰の出張が生じた場合については、「片道」「非支給」の登録を行います。職員の検索方法及び勤務実績登録方法については、マニュアル P47 を参照してください。

ウ 障害者会計年度任用職員及び就業補助員

○システムによる勤務予定の確認について

- ・ システムの「障害者会計年度任用職員・就業補助員－勤務状況報告書（障害者・就業）」画面から、「報告年月」を「当月」に指定した上で職員を検索し、「当月」タブに勤務予定が入っているかを確認してください。

なお、当該月が終わるまでは（実績になるまでは）勤務を修正する必要や

登録ボタンを押す必要はありません。

- ・ 職員の検索方法は、マニュアル P62 を参照してください。

○システムによる勤務実績の報告について

- ・ システムの「障害者会計年度任用職員・就業補助員一勤務状況報告書（障害者・就業）」画面から、「報告年月」を「前月」に指定した上で職員を検索し、出勤簿等を基に、「当月」タブから勤務実績の報告（あらかじめ県費事務担当が登録した勤務予定の変更登録）をします。変更がない場合も必ず登録ボタンを押してください。

欠勤、兼務、出張・在宅勤務による通勤片道・非支給がある場合は、上記に加え、「報告年月」を「当月」に指定した上で職員を検索し、「前月」タブから報告をしてください。

- ・ 職員の検索方法及び勤務の登録方法等については、マニュアル P62 を参照してください。

エ 共通事項

システムでは遡及報告をすることができます。報告した勤務実績に誤りが発覚した場合は、システムの任用種別に応じた報告画面から、職員を検索し、直近の例月報告期間に誤りが生じた月の勤務実績報告を遡及修正してください。システムで自動的に報酬及び費用弁償の遡及計算を行い、報告月の報酬及び費用弁償において追給又は戻入を行います。なお、遡及修正を行った場合には、マニュアル P20 に基づき、県費事務担当に電子メールでの報告を行ってください。

6 報酬等支払時期について

（１）報酬及び費用弁償は、原則として、以下のとおり支給されます。

- ・ 会計年度任用学校職員（非常勤講師）・スクールカウンセラー
報酬及び費用弁償は、前月の勤務実績に基づいて、翌月の報酬支払日（毎月 21 日）に支給されます。

（例） 4 月 分 報 酬 → 5 月 21 日に支給
4 月 分 費 用 弁 償 → 5 月 21 日に支給

- ・ 障害者会計年度任用職員及び就業補助員
報酬は、月額報酬形態であるため、毎月 21 日に支給されます。費用弁償は、前月の勤務実績に基づいて、翌月の報酬支払日に支給されます。
無給休暇・欠勤があった場合は、原則として翌月の報酬で調整します。

（例） 4 月 分 報 酬 → 4 月 19 日に支給
4 月 分 費 用 弁 償 → 5 月 21 日に支給
4 月 無 給 休 暇 ・ 欠 勤 → 4 月 満 額 支 給 ・ 5 月 報 酬 で 調 整

(2) 支給日が金融機関営業日以外の日（土曜日、日曜日、祝日）にあたる場合は、その前で最も近い金融機関営業日となります。

(3) 障害者会計年度任用職員・就業補助員が月の途中で採用された場合、採用日によっては、採用月に係る報酬は翌月の支給となる場合があります。個別に連絡いたしますので、必ずあらかじめ職員に伝えていただくようお願いいたします。

7 報酬等支給明細書について

毎月、報酬等支給日の3営業日前（週休日除く。）にシステムより報酬等支給明細書の出力が可能となります。内容を確認後、印刷して職員本人に交付してください。出力及び印刷はシステムの「給与支給一帳票作成」画面から行ってください。出力及び印刷方法は、マニュアルP7を参照してください。

なお、会計年度任用学校職員（非常勤講師）及びスクールカウンセラーについて、複数校で発令のある、又は兼務している職員の場合は原則、所属コードの若い所属で出力・交付を行ってください。ただし、出勤日等の関係で、報酬支給日までに明細が交付できない場合は、学校間で調整するなどして、柔軟に対応してください。

8 服務監督について

職員の服務監督は市町村教育委員会が行いますので、服務に関すること（年次休暇の付与日数等）については、各市町村教育委員会へお問い合わせください。

9 共済適用について

会計年度任用職員が共済組合の「短期組合員」としての要件を満たす任用であるかどうかの判断は任用担当課が行います。短期組合員に該当するか否かに関してのお問い合わせは教育事務所又は市町村教育委員会までお願いします。

その他社会保険関係については、別途発出の令和6年3月7日付け教職第1478号「社会保険関係等の事務手続について（通知）」を参照してください。

【報酬等の支払いに関すること】

担 当：教職員課県費事務担当

電 話：048-825-0010

F A X：048-825-0013

E-mail：a6660-07@pref.saitama.lg.jp

【勤務予定表（市立特別支援学校）に関すること】

担 当：県立学校人事課教員人事担当

電 話：048-830-6738

F A X：048-830-4958

E-mail：a6720-03@pref.saitama.lg.jp

【勤務予定表（市町村立小中学校）に関すること】

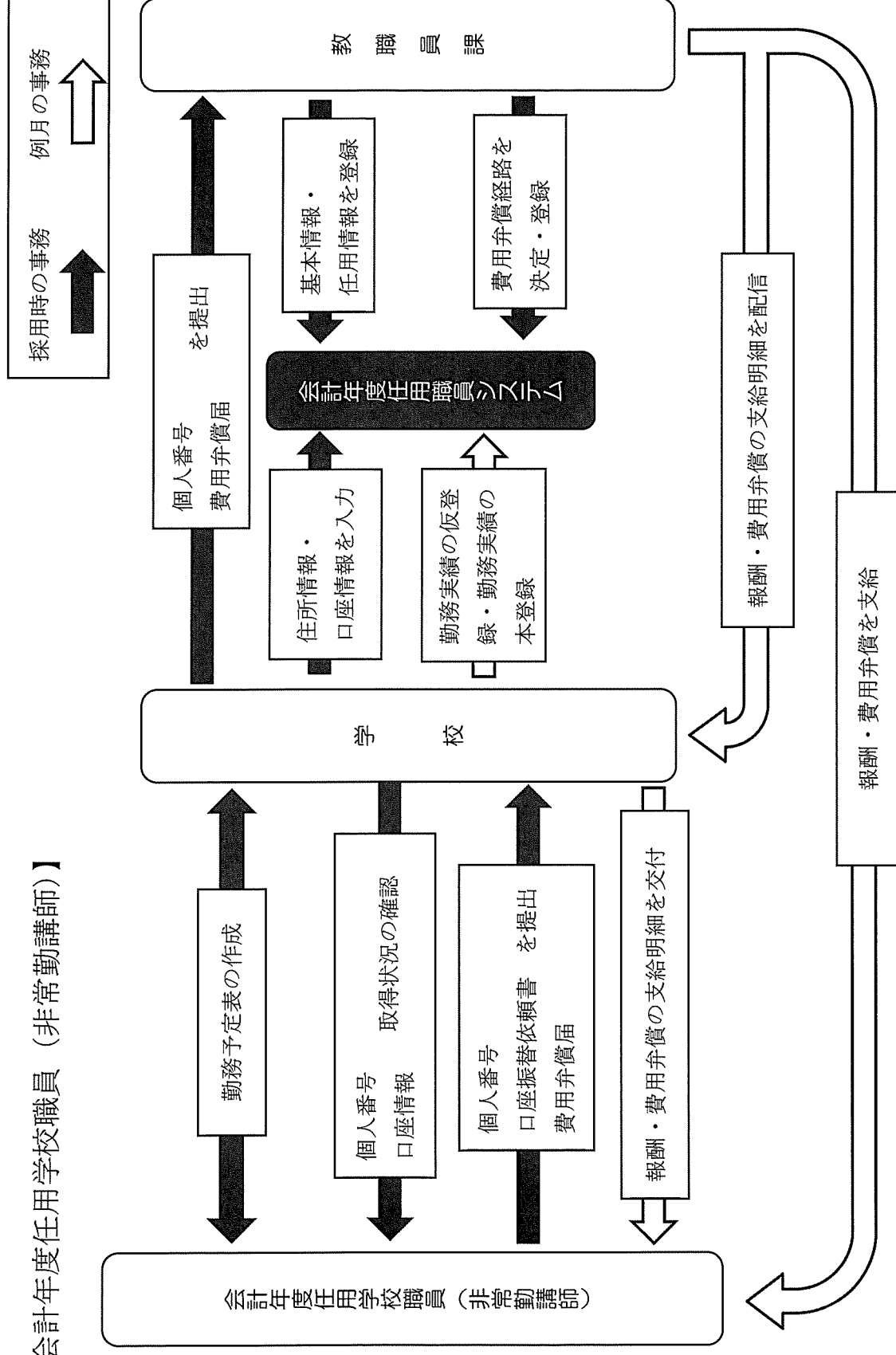
担 当：小中学校人事課人事・学事・働き方改革担当

電 話：048-830-6937

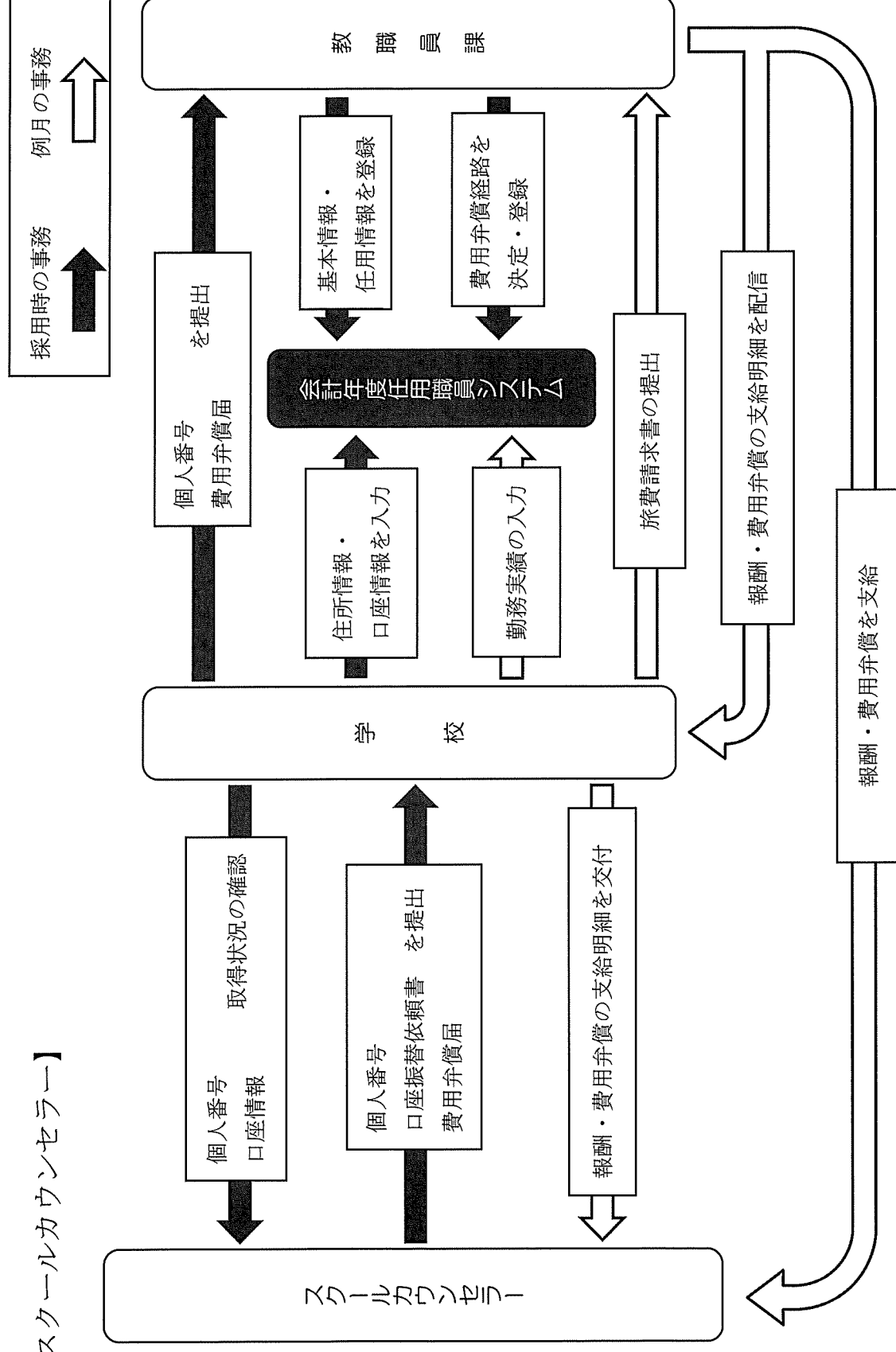
F A X：048-830-4966

E-mail：a6930-02@pref.saitama.lg.jp

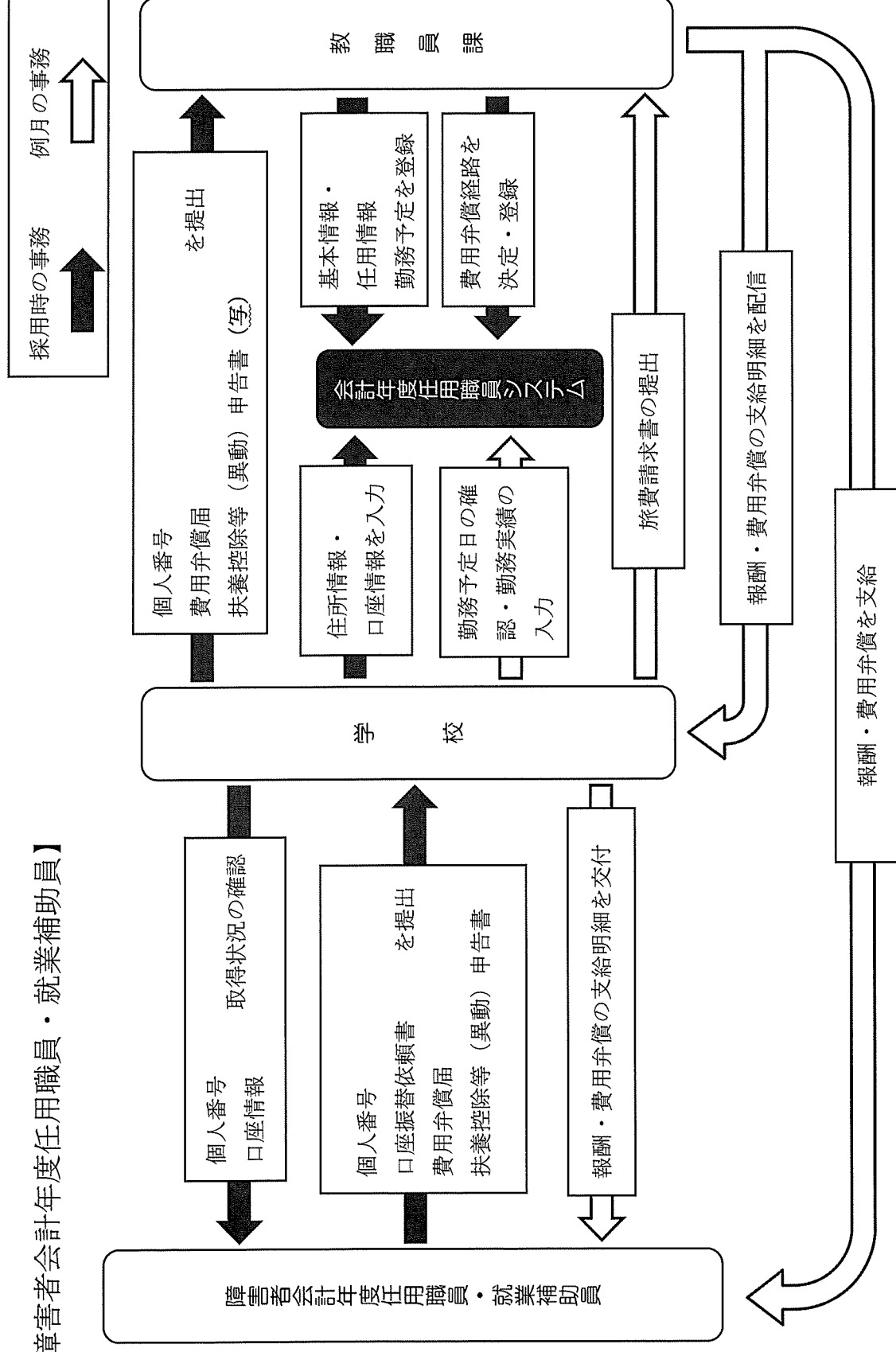
【会計年度任用学校職員（非常勤講師）】



【スクールカウンセラー】



【障害者会計年度任用職員・就業補助員】



埼玉県スクールカウンセラーの配置による事務処理の相違について (配置パターンによる相違部分のみ抜粋)

埼玉県スクールカウンセラーでは、令和5年度から「グループ内に小学校と中学校が混在し、うち拠点校が1校」という配置パターンが新たに設けられました。

事務手続きの相違について以下のようにまとめましたので、事務の参考にしてください。

※ 通知より、配置パターンによって事務処理に注意が必要な事務のみ抜粋してあります。

※ パターン③が令和5年度から新設されました。(③以外は例年通り)

※ 配置パターンの詳細や任用については、市町村教育委員会にお問合せください。

パターン①

「グループ内は小学校のみ」の場合

グループ1

川口市立〇〇小学校
川口市立××小学校
川口市立△△小学校
川口市立□□小学校

通勤に係る費用弁償に関する届（様式第1号）	拠点校分のみ提出
会計年度任用職員システムによる勤務実績報告	拠点校が配置校分の勤務実績をまとめて報告
普通旅費請求書の提出	拠点校が配置校への出張分等を取りまとめ提出

パターン②

「グループ内は中学校のみ」の場合

グループ2

川口市立〇〇中学校
川口市立××中学校

通勤に係る費用弁償に関する届（様式第1号）	全校提出
会計年度任用職員システムによる勤務実績報告	全校が自校分の勤務実績を報告
旅費請求書の提出	学校ごとに自校分の出張を提出

パターン③ 【令和5年度から新設】
「グループ内に小学校と中学校が混在」の場合

グループ4

川口市立◎◎中学校
 川口市立〇〇小学校
 川口市立××小学校
 川口市立△△小学校
 川口市立□□小学校

※ 従来の小学校のみの配置（パターン①）に、
 中学校が加わった配置です。
 よって、下記の表はパターン①と同様です。
 ※ パターン④との違いは、「同じグループに
 小学校・中学校が混在するか」です。

通勤に係る費用弁償に関する届（様式第1号）	拠点校分のみ提出
会計年度任用職員システムによる勤務実績報告	拠点校が配置校分の勤務実績を まとめて報告
旅費請求書の提出	拠点校が配置校への出張分等を 取りまとめ提出

パターン④

1人の職員が

「グループ内は小学校のみ」と「グループ内は中学校のみ」の両方を持っている場合

グループ5

川口市立〇〇小学校
 川口市立××小学校
 川口市立△△小学校
 川口市立□□小学校

と

グループ6

川口市立〇〇中学校
 川口市立××中学校

グループ5とグループ6は別グループなので、それぞれの処理を各々行う。

	グループ5	グループ6
通勤に係る費用弁償に関する届（様式第1号）	拠点校のみ提出	全校提出
会計年度任用職員システムによる勤務実績報告	拠点校が配置校分の 勤務実績をまとめて報告	全校が自校分の勤務実績 を報告
旅費請求書の提出	拠点校が配置校への出張 分等を取りまとめ提出	学校ごとに自校分の出張 を提出

会計年度任用学校職員 (非常勤講師)	職員番号	学校名
		コード

埼玉県教育局教職員課長 様		令和 年 月 日 提出		主な届出の理由 ☐ 新規 (勤務公署の変更を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 勤務日数の変更 上記事実の発生日 年 月 日			
勤務公署名							
所在地							
氏 名							
住 居							
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に基づき通勤の実情を届け出ます。							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1		住居から (経由) まで	・ km	時間 分		円	
2		から () まで	・ km	時間 分		円	
3		から () まで	・ km	時間 分		円	
4		から () まで	・ km	時間 分		円	
5		から () まで	・ km	時間 分		円	
6		から () まで	・ km	時間 分		円	1箇月の勤務日数 日
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	・ km
						総所要時間	時間 分
通勤経路の略図 (経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨を記入のこと。)							
【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考		
1		住居から (経由) まで	・ km	時間 分			
2		から (経由) まで	・ km	時間 分			
3		から (経由) まで	・ km	時間 分			
4		から (経由) まで	・ km	時間 分			
5		から (経由) まで	・ km	時間 分			
6		から (経由) まで	・ km	時間 分			
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	・ km
						総所要時間	時間 分

(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。)

記入上の注意

- この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一つについて□にレを付する。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、1 箇月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1 箇月定期の額、回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、順路の区分別に、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤している者は、表面の下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

氏 名	
-----	--

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）				令和	年	月	日	受理
順路	算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1 箇月の運賃等の額の 算 出 基 礎	1 箇 月 の 運 賃 等 の 額				
1	交通機関等の名称	利 用 区 間		円				
2				円				
3				円				
4				円				
	計			円				
	1 箇月の運賃等の額の総額			① 円				
	自動車等の額（自動車等の使用距離 km）×通勤回数/42			② 円				
特別料金等の算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1 箇月の特別料金等の 額の算出基礎		1 箇 月 の 特 別 料金等の額				
交通機関等の名称	利 用 区 間			円				
				円				
				円				
	1 箇月の特別料金等の額の総額			円				
	1 箇月の特別料金等の 2 分の 1 相当額（2 万円を超える場合は 2 万円）			③ 円				
決 定 事 項	条例第 10 条第 1 項相当該当・非該当			支給の始期		年 月 日		
	□ 該当（□規則第 5 条に相当：歩行困難）			1 箇月の費用弁償の額 （①～③の合計）		円		
	□ 第 1 号に相当：交通機関等利用			備考：				
	□ 第 2 号に相当：自動車等使用							
	□ 第 3 号に相当：併用							
(規則第 8 条の 3 □第 1 号に相当：自動車等使用距離 1. 5 km 以上 □第 2 号に相当：自動車等使用距離 1. 5 km 未満 かつ運賃等相当額 2, 000 円以上 □第 3 号に相当：自動車等使用距離 1. 5 km 未満 かつ運賃等相当額 2, 000 円未満)								
□ 条例附則第 6 項に相当：自動車等使用の特例 □ 条例附則第 7 項に相当：併用の特例 □ 非該当 (理由：)								
□ 条例第 10 条第 3 項相当該当：新幹線鉄道等利用(□往復 □片道)			専決					
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に従い上記のとおり確認し決定する。 令和 年 月 日 職名 埼玉県教育局教育総務部教職員課長 氏名				取認 扱 者印	課長 ○	副課長	主査	担 当

運賃改正等に係る確認及び決定欄（運賃改正等による 1 箇月の運賃等の額・特別料金等の 2 分の 1 相当額）									
順路	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正
1	1 箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇月の運賃等の額	1 箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇月の運賃等の額	1 箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇月の運賃等の額	1 箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇月の運賃等の額	1 箇月の運賃等の額の算出基礎
2		円		円		円		円	
3		円		円		円		円	
4		円		円		円		円	
	計	円	計	円	計	円	計	円	計
①	1 箇月の運賃等の額の総額	円	1 箇月の運賃等の額の総額	円	1 箇月の運賃等の額の総額	円	1 箇月の運賃等の額の総額	円	1 箇月の運賃等の額の総額
②	自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額
	1 箇月の特別料金等の額の算出基礎	1 箇月の特別料金等の額	1 箇月の特別料金等の額の算出基礎	1 箇月の特別料金等の額	1 箇月の特別料金等の額の算出基礎	1 箇月の特別料金等の額	1 箇月の特別料金等の額の算出基礎	1 箇月の特別料金等の額	1 箇月の特別料金等の額の算出基礎
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
	1 箇月の特別料金等の額の総額	円	1 箇月の特別料金等の額の総額	円	1 箇月の特別料金等の額の総額	円	1 箇月の特別料金等の額の総額	円	1 箇月の特別料金等の額の総額
③	特別料金等の 2 分の 1 相当額	円	特別料金等の 2 分の 1 相当額	円	特別料金等の 2 分の 1 相当額	円	特別料金等の 2 分の 1 相当額	円	特別料金等の 2 分の 1 相当額
	改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期
	改定後の費用弁償の額①-③の合計	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額
	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日
備考：		備考：		備考：		備考：		備考：	

会計年度任用職員 (スクールカウンセラー)	職員番号	学校名
		コード

埼玉県教育局教職員課長 様		令和 年 月 日 提出		主な届出の理由 ☐ 新規 (勤務公署の変更を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 勤務日数の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日			
勤務公署名							
所在地							
氏 名							
住 居							
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に基づき通勤の実情を届け出ます。							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1		住居から (経由) まで	・ km	時間 分		円	
2		から () まで	・ km	時間 分		円	
3		から () まで	・ km	時間 分		円	
4		から () まで	・ km	時間 分		円	
5		から () まで	・ km	時間 分		円	
6		から () まで	・ km	時間 分		円	1箇月の勤務日数 日
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	・ km
						総所要時間	時間 分
通勤経路の略図 (経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨を記入のこと。)							
【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考		
1		住居から (経由) まで	・ km	時間 分			
2		から (経由) まで	・ km	時間 分			
3		から (経由) まで	・ km	時間 分			
4		から (経由) まで	・ km	時間 分			
5		から (経由) まで	・ km	時間 分			
6		から (経由) まで	・ km	時間 分			
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	・ km
						総所要時間	時間 分

(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。)

氏 名	
-----	--

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一つについて□にレを付する。
- 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 4 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 6 「備考」欄には、順路の区分別に、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 8 通勤経路の略図(経路朱線)は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
- 9 新幹線鉄道等を利用して通勤している者は、表面の下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。
- 10 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に關係のない事項の記入を省略することができる。

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）				令和	年	月	日	受理
算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額				
路	交通機関等の名称	利用区間	その他の別					
1				円				
2				円				
3				円				
4				円				
計				円				
1箇月の運賃等の総額				① 円				
自動車等の額（自動車等の使用距離 km）×通勤回数/42				② 円				
特別料金等の算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額				
路	交通機関等の名称	利用区間	その他の別					
				円				
				円				
1箇月の特別料金等の額の総額				円				
1箇月の特別料金等の2分の1相当額（2万円を超える場合は2万円）				③ 円				
決 定 事 項	条例第10条第1項相当該当・非該当			支給の始期		年 月 日		
	☐ 該当（ ☐ 規則第5条に相当：歩行困難）			1箇月の費用弁償の額（①～③の合計）		円		
	☐ 第1号に相当：交通機関等利用			備考：				
	☐ 第2号に相当：自動車等使用							
	☐ 第3号に相当：併用							
(規則第8条の3 ☐ 第1号に相当：自動車等使用距離1.5km以上 ☐ 第2号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ 運賃等相当額2,000円以上 ☐ 第3号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ 運賃等相当額2,000円未満)								
☐ 条例附則第6項に相当：自動車等使用の特例								
☐ 条例附則第7項に相当：併用の特例								
☐ 非該当								
(理由：)								
☐ 条例第10条第3項相当該当：新幹線鉄道等利用(☐ 往復 ☐ 片道)								
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に従い上記のとおり確認し決定する。				取認 扱 者印	課長	副課長	主査	担当
令和 年 月 日 職名 埼玉県教育局教育総務部教職員課長 氏名				○				

運賃改正等に係る確認及び決定欄（運賃改正等による1箇月の運賃等の額・特別料金等の2分の1相当額）											
順 路	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正		年 月 日適用□運賃改定□規定改正		年 月 日適用□運賃改定□規定改正						
	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額					
1		円		円		円					
2		円		円		円					
3		円		円		円					
4		円		円		円					
	計	円	計	円	計	円					
① 1箇月の運賃等の額の総額		円	1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額	円					
② 自動車等の額		円	自動車等の額	円	自動車等の額	円					
1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額		1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額					
		円		円		円					
		円		円		円					
1箇月の特別料金等の額の総額		円	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額	円					
③ 特別料金等の2分の1相当額		円	特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額	円					
改定後の額の支給の始期	年 月 日から		改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期	年 月 日から					
改定後の費用弁償の額①～③の合計		円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額	円					
改正に係る決定年月日	年 月 日		改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日					
備考：			備考：			備考：					

会計年度任用職員 (障害者会計年度任用職員)	職員番号	学校名
		コード

埼玉県教育局教職員課長 様		令和 年 月 日 提 出		主な届出の理由 ☐ 新規（勤務公署の変更を含む） ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 勤務日数の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日			
勤務公署名							
所 在 地							
氏 名							
住 居							
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に基づき通勤の実情を届け出ます。							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1		住居から(経由) まで	. km	時間 分		円	障害者割引 制度等の利用 有 ・ 無 (順路)
2		から() まで	. km	時間 分		円	
3		から() まで	. km	時間 分		円	
4		から() まで	. km	時間 分		円	
5		から() まで	. km	時間 分		円	
6		から() まで	. km	時間 分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	. km
						総所要時間	時間 分
通勤経路の略図（経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨を記入のこと。）							
【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考		
1		住居から(経由) まで	. km	時間 分			
2		から(経由) まで	. km	時間 分			
3		から(経由) まで	. km	時間 分			
4		から(経由) まで	. km	時間 分			
5		から(経由) まで	. km	時間 分			
6		から(経由) まで	. km	時間 分			
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	. km
						総所要時間	時間 分

（「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。）

記入上の注意

- この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一つについて□にレを付する。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、順路の区分別に、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤している者は、表面の下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

氏 名	
-----	--

確認および決定欄 (提出者は記入しないこと。)				令和 年 月 日受理	
順路	算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1箇月の運賃等の額の 算 出 基 礎	1 箇 月 の 運 賃 等 の 額	
1	交通機関等の名称 利 用 区 間			円	
2				円	
3				円	
4				円	
	計			円	
	1箇月の運賃等の額の総額			①	円
	自動車等の額 (自動車等の使用距離 km) × 通勤回数/42			②	円
	特別料金等の算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1箇月の特別料金等の 額の算出基礎	1 箇 月 の 特 別 料金等の額	
	交通機関等の名称 利 用 区 間			円	
				円	
	1箇月の特別料金等の額の総額			円	
	1箇月の特別料金等の2分の1相当額 (2万円を超える場合は2万円)			③	円
決 定 事 項	☐ 条例第10条第1項相当該当・非該当 ☐ 該当 (□規則第5条に相当：歩行困難) ☐ 第1号に相当：交通機関等利用 ☐ 第2号に相当：自動車等使用 ☐ 第3号に相当：併用 (規則第8条の3 ☐ 第1号に相当：自動車等使用距離1.5km以上 ☐ 第2号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ運賃等相当額2,000円以上 ☐ 第3号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ運賃等相当額2,000円未満) ☐ 条例附則第6項に相当：自動車等使用の特例 ☐ 条例附則第7項に相当：併用の特例 ☐ 非該当 (理由：) ☐ 条例第10条第3項相当該当：新幹線鉄道等利用(□往復 □片道)			支給の始期	年 月 日
				1箇月の費用弁償の額 (①～③の合計)	円
				備考：	
				専決	
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に従い上記のとおり確認し決定する。 令和 年 月 日 職名 埼玉県教育局教育総務部教職員課長 氏名			取認 扱 者印	課長 ○	副課長
				主査	担当

運賃改正等に係る確認及び決定欄 (運賃改正等による1箇月の運賃等の額・特別料金等の2分の1相当額)											
順路	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正	年 月 日適用 □運賃改定 □規定改正						
1	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎						
2		円		円							
3		円		円							
4		円		円							
	計	円	計	円	計						
	① 1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額						
	② 自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額						
	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎						
		円		円							
		円		円							
	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額						
	③ 特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額						
	改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期	年 月 日から	改定後の額の支給の始期						
	改定後の費用弁償の額①-③の合計	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額						
	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日						
備考：		備考：		備考：							

会計年度任用職員 (就業補助員)	職員番号	学校名
		コード

埼玉県教育局教職員課長 様	令和 年 月 日 提出	主な届出の理由 ☐ 新規 (勤務公署の変更を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 勤務日数の変更 上記事実の発生日 年 月 日
勤務公署名		
所在地		
氏 名		
住 居		

非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に基づき通勤の実情を届け出ます。

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1		住居から(経由) まで	・ km	時間 分		円	
2		から() まで	・ km	時間 分		円	
3		から() まで	・ km	時間 分		円	
4		から() まで	・ km	時間 分		円	
5		から() まで	・ km	時間 分		円	
6		から() まで	・ km	時間 分		円	1箇月の勤務日数 日
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	・ km
						総所要時間	時間 分

通勤経路の略図 (経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨を記入のこと。)

【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から(経由) まで	・ km	時間 分		
2		から(経由) まで	・ km	時間 分		
3		から(経由) まで	・ km	時間 分		
4		から(経由) まで	・ km	時間 分		
5		から(経由) まで	・ km	時間 分		
6		から(経由) まで	・ km	時間 分		
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総通勤距離	・ km
					総所要時間	時間 分

(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。)

記入上の注意

- この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一つについて□にレを付する。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、順路の区分別に、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤している者は、表面の下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

氏 名	
-----	--

確認および決定欄 (提出者は記入しないこと。)				令和	年	月	日	受理
順路	算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1箇月の運賃等の額の 算 出 基 礎	1 箇 月 の 運 賃 等 の 額				
	交通機関等の名称	利 用 区 間						
1				円				
2				円				
3				円				
4				円				
	計			円				
	1箇月の運賃等の額の総額			① 円				
	自動車等の額 (自動車等の使用距離 km) × 通勤回数/42			② 円				
特別料金等の算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1箇月の特別料金等の 額の算出基礎	1 箇 月 の 特 別 料金等の額					
交通機関等の名称	利 用 区 間		円					
			円					
			円					
	1箇月の特別料金等の額の総額			円				
	1箇月の特別料金等の2分の1相当額 (2万円を超える場合は2万円)			③ 円				
決 定 事 項	条例第10条第1項相当該当・非該当			支給の始期		年 月 日		
	□ 該当 (□規則第5条に相当：歩行困難)			1箇月の費用弁償の額 (①～③の合計)		円		
	□第1号に相当：交通機関等利用			備考：				
	□第2号に相当：自動車等使用							
	□第3号に相当：併用							
(規則第8条の3 □第1号に相当：自動車等使用距離1.5km以上 □第2号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ運賃等相当額2,000円以上 □第3号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ運賃等相当額2,000円未満)								
□条例附則第6項に相当：自動車等使用の特例								
□条例附則第7項に相当：併用の特例								
□非該当								
(理由：)								
□条例第10条第3項相当該当：新幹線鉄道等利用(□往復 □片道)			専決					
非常勤職員に通勤に係る費用弁償の取扱要領に従い上記のとおり確認し決定する。				取認 扱 者印	課長	副課長	主査	担当
令和 年 月 日 職名 埼玉県教育局教育総務部教職員課長 氏名				○				

運賃改正等に係る確認及び決定欄 (運賃改正等による1箇月の運賃等の額・特別料金等の2分の1相当額)									
順路	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正
	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額	1箇月の運賃等の額の算出基礎
1		円		円		円		円	
2		円		円		円		円	
3		円		円		円		円	
4		円		円		円		円	
	計	円	計	円	計	円	計	円	計
①	1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額	円	1箇月の運賃等の額の総額
②	自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額	円	自動車等の額
	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1箇月の特別料金等の額	1箇月の特別料金等の額の算出基礎
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額	円	1箇月の特別料金等の額の総額
③	特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額	円	特別料金等の2分の1相当額
	改定後の額の支給の始期	年 月 日分から	改定後の額の支給の始期	年 月 日分から	改定後の額の支給の始期	年 月 日分から	改定後の額の支給の始期	年 月 日分から	改定後の額の支給の始期
	改定後の費用弁償の額①-③の合計	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額	円	改定後の費用弁償の額
	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日	年 月 日	改正に係る決定年月日
備考：		備考：		備考：		備考：		備考：	

人事異動通知書(辞令)を見て記入してください。人事異動通知書に職員番号がない場合は、市町村教育委員会までお尋ねください。
※市町村教育委員会から別途職員番号が通知されている場合は、どちらを確認していただいても問題ありません。

様式第 1 号

通勤に係る

会計年度任用職員
(非常勤講師)

学校名
012345
コード
学校コード印を押印

埼玉県教育局教職員課長 様		令和 6 年 4 月 10 日 提出		主な届出の理由 ☐ 新規 (勤務公署の変更を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 勤務日数の変更 上記事実の発生日	
勤務公署名	〇〇市立△△小学校		発令から15日以内		6年 4月 7日
所在地	××市〇〇区△△				
氏 名	埼玉 太郎				
住 居	〇〇市××5-6-7				
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に基づき通勤の経路を記入してください。					
通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	種類	券等の額
1 徒歩	住居から (経由) 〇〇駅まで	0.8km	時間10分		円
2 JR〇〇線	〇〇駅から () ●●駅まで	10.2km	時間15分		250円
3 △△バス	●●駅から () ××停まで	4.0km	時間15分		240円
4 徒歩	××停から () 学校まで	0.3km	時間 5分		円
5			時間 分		円
6			時間 分		円
他に利用する交通機関等の名称及び利用区間等				総通勤距離	15・3km
				総所要時間	時間 分
通勤経路の略図 (経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨を記入のこと。)					
【新】経路朱線 なお、交通用具利用のときは、できる限り 地図の写し等を添付してください。					
通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1			時間 分		
2	から (経由) まで	・ km	時間 分		
3	から (経由) まで	・ km	時間 分		
4	から (経由) まで	・ km	時間 分		
5	から (経由) まで	・ km	時間 分		
6	から (経由) まで	・ km	時間 分		
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等				総通勤距離	・ km
				総所要時間	時間 分

(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。)

記入例

記入上の注意

- 記入上の注意
- この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
 - 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一つについて□にレを付する。
 - 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
 - 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
 - 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、回数券の額等乗車券等に応ずる。
 - 「備考」欄には、順路の区分別に、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間乗車回数等、往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
 - 通勤経路の略図(経路朱線)は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
 - 新幹線鉄道等を利用して通勤している者は、表面の下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。
 - 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

氏 名

氏名を記入

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）				令和 年 月 日受理	
算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券	1箇月の運賃等の額の	1箇月の	
順路	交通機関等の名称	利用区間	その他の別	算出基礎	運賃等の額
1					円
2					円
3					円
4					円
計					円
1箇月の運賃等の額の総額				①	円
自動車等の額（自動車等の使用距離 km）×通勤回数/42				②	円
特別料金等の算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券	1箇月の特別料金等の	1箇月の特別	
交通機関等の名称	利用区間	その他の別	額の算出基礎	料金等の額	
				円	
1箇月の特別料金等の額の総額				円	
1箇月の特別料金等の2分の1相当額（2万円を超える場合は2万円）				③ 円	
決 定 事 項	条例第10条第1項相当該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 規則第5条に相当：歩行困難） ☐ 第1号に相当：交通機関等利用 ☐ 第2号に相当：自動車等使用 ☐ 第3号に相当：併用 （規則第8条の3 ☐ 第1号に相当：自動車等使用距離1.5km以上 ☐ 第2号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ 運賃等相当額2,000円以上 ☐ 第3号に相当：自動車等使用距離1.5km未満 かつ 運賃等相当額2,000円未満） ☐ 条例附則第6項に相当：自動車等使用の特例 ☐ 条例附則第7項に相当：併用の特例 ☐ 非該当 （理由： ） ☐ 条例第10条第3項相当該当：新幹線鉄道等利用（ ☐ 往復 ☐ 片道）			支給の始期	年 月 日
				1箇月の費用弁償の額 （①～③の合計）	円
				備考：	
			専決		
非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱要領に従い上記のとおり確認し決定する。 令和 年 月 日 職名 埼玉県教育局教育総務部教職員課長 氏名			取認 扱 者印	課長 ○	副課長
				主査	担当

運賃改正等に係る確認及び決定欄（運賃改正等による1箇月の運賃等の額・特別料金等の2分の1相当額）															
順路	年 月 日適用 □運賃改定□規定改正			年 月 日適用□運賃改定□規定改正			年 月 日適用□運賃改定□規定改正			年 月 日適用□運賃改定□規定改正					
	1箇月の運賃等の額の算出基礎			1箇月の運賃等の額			1箇月の運賃等の額の算出基礎			1箇月の運賃等の額					
1				円				円				円			
2				円				円				円			
3				円				円				円			
4				円				円				円			
計				円	計				円	計				円	
①	1箇月の運賃等の額の総額			円	1箇月の運賃等の額の総額			円	1箇月の運賃等の額の総額			円			
②	自動車等の額			円	自動車等の額			円	自動車等の額			円			
1箇月の特別料金等の額の算出基礎				1箇月の特別料金等の額				1箇月の特別料金等の額の算出基礎				1箇月の特別料金等の額			
				円								円			
				円								円			
1箇月の特別料金等の額の総額				円				1箇月の特別料金等の額の総額				円			
③	特別料金等の2分の1相当額			円	特別料金等の2分の1相当額			円	特別料金等の2分の1相当額			円			
改定後の額の支給の始期				年 月 日から	改定後の額の支給の始期				年 月 日から	改定後の額の支給の始期				年 月 日から	
改定後の費用弁償の額①～③の合計				円	改定後の費用弁償の額				円	改定後の費用弁償の額				円	
改正に係る決定年月日				年 月 日	改正に係る決定年月日				年 月 日	改正に係る決定年月日				年 月 日	
備考：					備考：					備考：					

会計年度任用学校職員 (非常勤講師)

(ゴム印使用)

所属所名・所属所コード

個人番号記入シート

提出年月日 年 月 日

○個人番号の記入にあたり、正しい番号であることの確認を行いますので、本シートを提出する際に、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書のいずれか1つを提示してください。

○職員番号（6桁またはKから始まる職員番号）については、人事異動通知書を御参照ください（下図参照）。
人事異動通知書に職員番号がない場合は、所属所を通じて市町村教育委員会までお尋ねください。
※市町村教育委員会から別途職員番号が通知されている場合は、そちらを確認していただいても問題ありません。

職員番号				
フリガナ 氏 名			S・H	
	生年月日		年	月 日
個人番号 (12桁)				

本人確認（☑してください）	
番号 確 認	☐ マイナンバーカード ☐ 通知カード ☐ 住民票
	☐ 対面確認のため不要 対面確認以外の場合（郵送） ☐ 下記書類のうち1つ { 運転免許証・障害者手帳・ 旅券・その他（ ） } ☐ 下記書類のうち2つ { 保険証・年金手帳・その他（ ） }
身 元 確 認	

職員番号

人事異動通知書

100000001

(職員の種類)	(氏名) ○○ ○○
(異動内容)	

口座振替依頼書

年 月 日

埼玉県知事 様

会計年度任用（学校）職員

埼玉県から支給される 年 月分から 年 3月分までの報酬及び費用弁償については、下記の口座に振込をお願いします。

記

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
口座番号	普通 No.	
ふりがな 名義人		
名義人住所 〒		

- ※ 職員本人名義の口座に限ります。
- ※ カナ名義の分かるページの預金口座等の写しを添付してください。
- ※ 振込口座を解約する場合、婚姻などで氏名を変更する場合は予め御連絡ください。

口座振替依頼書

令和 6年 4月 7日

埼玉県知事 様

会計年度任用（学校）職員 埼玉 太郎

埼玉県から支給される令和 6年 4月分から令和 7年 3月分までの報酬及び費用弁償については、下記の口座に振込をお願いします。

記

銀行名	〇〇	銀行 信用金庫 信用組合 農協	△△	本店 支店 出張所
口座番号	普通 No. 0123456			
ふりがな 名義人	さいたま たろう 埼玉 太郎			
名義人住所	〒 123 - 4567 ××市〇〇1-2-3			

口座は必ず職員本人名義の口座としてください。
システムでは、「基本情報」に登録された氏名が
口座名義として使用されますので、必ず「基本情
報」の確認をお願いします。

- ※ 職員本人名義の口座に限ります。
- ※ カナ名義の分かるページの預金口座等の写しを添付してください。
- ※ 振込口座を解約する場合、婚姻などで氏名を変更する場合は予め御連絡ください。

令和6年度
学生会
年間使用校
蔵校(非)
活動補助金
事務予算表

[illegible]

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

記入例 初任研（指導教員）

学校コード 40X00		職員氏名 埼玉 彩華		任用種別 初任者研修非常勤講師(指導教員)		任用期間中の勤務日数及び時数(計)	
学校名 ○○市立△△小学校				任期 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日 (年間70日)		70 日 E 420 時間	

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事		
1	月			1	水	6		1	木			1	火		金	1	日		1	土			1	土	
2	火			2	木			2	金			2	水		土	2	月		2	日			2	日	
3	水	6		3	金			3	土			3	木		日	3	火		3	月			3	月	
4	木			4	土			4	日			4	金	6	月	4	水		4	火			4	火	
5	金			5	日			5	月			5	土		火	5	木		5	水			5	水	
6	土			6	月			6	火			6	日		水	6	金		6	木			6	木	
7	日			7	火			7	水			7	月		木	7	土		7	金			7	金	
8	月			8	水	6		8	木			8	火		金	8	日		8	土			8	土	
9	火			9	木			9	金			9	水		土	9	月		9	日			9	日	
10	水			10	金	6		10	土			10	木		日	10	火		10	月			10	月	
11	木			11	土			11	日			11	金	6	月	11	水		11	火			11	火	
12	金			12	日			12	月			12	土		火	12	木		12	水			12	水	
13	土			13	月			13	火			13	日		水	13	金		13	木			13	木	
14	日			14	火			14	水			14	月		木	14	土		14	金			14	金	
15	月			15	水	6		15	木			15	火		金	15	日		15	土			15	土	
16	火			16	木			16	金			16	水		土	16	月		16	日			16	日	
17	水	6		17	金			17	土			17	木		日	17	火		17	月			17	月	
18	木			18	土			18	日			18	金	6	月	18	水		18	火			18	火	
19	金	6		19	日			19	月			19	土		火	19	木		19	水			19	水	
20	土			20	月			20	火			20	日		水	20	金		20	土			20	土	
21	日			21	火	6		21	水			21	月		木	21	土		21	金			21	金	
22	月			22	水	6		22	木			22	火		金	22	日								
23	火			23	木			23	金			23	水		土	23	月								
24	水	6		24	金			24	土			24	木		日	24	火								
25	木			25	土			25	日			25	金	6	月	25	水								
26	金	6		26	日			26	月			26	土		火	26	木								
27	土			27	月			27	火			27	日	6	月	27	金								
28	日			28	火			28	水			28	月		木	28	土								
29	月			29	水	6		29	木			29	火		金	29	日								
30	火			30	木			30	金			30	水		土	30	月								
31	水			31	金			31	土			31	木		日										
時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	
2 h				2 h				2 h				2 h				2 h				2 h				2 h	
3 h				3 h				3 h				3 h				3 h				3 h				3 h	
4 h				4 h				4 h				4 h				4 h				4 h				4 h	
5 h				5 h				5 h				5 h				5 h				5 h				5 h	
6 h	7			6 h	7			6 h	2			6 h	9		7	6 h	7		5	6 h	4		6 h	2	
7 h				7 h				7 h				7 h				7 h				7 h			7 h		
時数計	42			時数計	42			時数計	12			時数計	54			時数計	42			時数計	24			時数計	12

初任者研修指導教員非常勤講師については、下記の点に注意し、作成してください。

① 1 日の勤務時間は 6 時間

② 年間上限日数は 7 0 日

初任者研修指導教員非常勤講師については、下記の点に注意し、作成してください。

① 1日の勤務時間は6時間
② 年間上限日数は70日

記入例 初任研（機関研）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード 学校名	50X00 〇〇市立△△中学校	職員氏名 埼玉 彩華	任用種別 初任者研修非常勤講師（機関研修）		任用期間中の勤務日数及び時数（計）	
			任期	令和 6年 5月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日（ 年間 8日 ）	8	Eノ 56 時間

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	
1	月			1	土			1	木			1	火	1	金	1	日		1	土			1	土
2	火			2	日			2	金			2	水	2	土	2	月		2	日			2	日
3	水			3	月	7		3	土			3	木	3	日	3	火		3	月			3	月
4	木			4	火			4	日			4	金	4	月	4	水		4	火			4	火
5	金			5	水			5	月			5	土	5	火	5	木		5	水			5	水
6	土			6	木			6	火			6	日	6	金	6	金		6	木			6	木
7	日			7	金			7	水			7	月	7	土	7	土		7	金			7	金
8	月			8	土			8	木			8	火	8	日	8	日		8	土			8	土
9	火			9	日	7		9	金			9	水	9	土	9	月		9	日			9	日
10	水			10	月			10	土		7	10	木	10	日	10	火		10	金			10	月
11	木			11	火			11	日			11	金	11	月	11	水		11	土			11	火
12	金			12	水			12	月			12	土	12	火	12	木		12	日			12	水
13	土			13	木			13	火			13	日	13	金	13	金		13	月			13	木
14	日			14	火			14	水			14	月	14	土	14	土		14	火			14	金
15	月			15	水			15	木			15	火	15	金	7	日		15	土			15	土
16	火			16	木			16	金			16	水	16	土	16	月		16	日			16	日
17	水			17	月			17	土			17	木	17	日	17	火		17	金			17	月
18	木			18	火			18	日			18	金	18	月	18	水		18	土			18	火
19	金			19	水			19	月			19	土	19	火	19	木							
20	土			20	木			20	火			20	日	20	金	20	金							
21	日			21	金			21	水			21	月	21	土	21	土							
22	月			22	土			22	木			22	火	22	日	22	日							
23	火			23	日			23	金			23	水	23	土	23	月							
24	水			24	月			24	土			24	木	24	日	24	火							
25	木			25	火			25	日			25	金	25	月	25	水							
26	金			26	水			26	月			26	土	26	火	26	木							
27	土			27	木			27	火			27	日	27	金	27	金							
28	日			28	金			28	水			28	月	28	土	28	土							
29	月			29	土	7		29	木			29	火	29	日	29	日							
30	火			30	日			30	金			30	水	30	月	30	月							
				31	金			31	土				31	日										
時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	
2 h				2 h				2 h				2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		
3 h				3 h				3 h				3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		
4 h				4 h				4 h				4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		
5 h				5 h				5 h				5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		
6 h				6 h				6 h				6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		
7 h				7 h	1			7 h			1	7 h	1	7 h	1	7 h	1	7 h		7 h	1	7 h		
時数計	0			時数計	7			時数計	0			時数計	7	時数計	7	時数計	7	時数計	0	時数計	7	時数計	0	

機関研修に係る非常勤講師については、下記の点に
注意し、作成してください。

① 1日の勤務時間は7時間
② 年間の勤務日数は8日

機関研修に係る非常勤講師については、下記の点に
注意し、作成してください。

- ① 1日の勤務時間は7時間
- ② 年間の勤務日数は8日

記入例 初任研（機関研）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード 50X00		学校名 〇〇市立△△中学校		職員氏名 埼玉 彩華		任用種別 初任者研修非常勤講師(機関研修)		任用期間中の勤務日数及び時数(計) 14 日 98 時間															
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事
1	月		1 水	1	土			1	木			1	日			1	金			1	土		
2	火		2 木	2	日			2	金			2	月			2	土			2	日		
3	水		3 金	3	月		7	3 水	3 土			3 火				3 日			3 金	3 月			
4	木		4 土	4	火			4 日	4 日			4 水				4 月			4 土	4 火			
5	金		5 日	5	水			5 金	5 月			5 木				5 火			5 水	5 水			
6	土		6 月	6	木			6 土	6 火			6 金				6 水			6 木	6 木			
7	日		7 火	7	金			7 日	7 水			7 土				7 木			7 火	7 金			
8	月		8 水	8	土			8 月	8 木			8 日				8 金			8 水	8 土			
9	火		9 木	9	日		7	9 火	9 金			9 月				9 土			9 木	9 日			
10	水		10 金	10	月			10 水	10 土			10 火				10 日			10 金	10 月			
11	木		11 土	11	火			11 木	11 日			11 水				11 月			11 土	11 火			
12	金		12 日	12	水			12 金	12 月			12 木				12 火			12 日	12 水			
13	土		13 月	13	木			13 土	13 火			13 金				13 水			13 金	13 木			
14	日		14 火	14	金			14 日	14 水			14 土				14 木			14 火	14 金			
15	月		15 水	15	土			15 月	15 木			15 日				15 金			15 水	15 土			
16	火		16 木	16	日			16 火	16 金			16 月				16 土			16 木	16 日			
17	水		17 金	17	月			17 水	17 土			17 火				17 日			17 金	17 月			
18	木		18 土	18	火			18 木	18 日			18 水				18 月			18 土	18 火			
19	金		19 日	19	水			19 金	19 月			19 木				19 火			19 日	19 水			
20	土		20 月	20	木			20 土	20 火			20 金				20 土			20 月	20 木			
21	日		21 火	21	金			21 日	21 水			21 土				21 日			21 金	21 土			
22	月		22 水	22	土		7	22 月	22 木			22 日				22 火			22 金	22 土			
23	火		23 木	23	日			23 火	23 金			23 月				23 水			23 土	23 日			
24	水		24 金	24	月			24 水	24 土			24 火				24 木			24 金	24 月			
25	木		25 土	25	火			25 木	25 日			25 水				25 金			25 土	25 火			
26	金		26 日	26	水			26 金	26 月			26 木				26 火			26 日	26 水			
27	土		27 月	27	木			27 土	27 火			27 金				27 土			27 月	27 木			
28	日		28 火	28	金		7	28 日	28 水			28 土				28 日			28 金	28 土			
29	月		29 水	29	土			29 月	29 木			29 火				29 金			29 月	29 水			
30	火		30 木	30	日			30 火	30 金			30 月				30 土			30 火	30 木			
			31 金					31 水	31 土							31 日							
時数	回数		時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	
2 h			2 h		2 h			2 h	2 h			2 h				2 h			2 h	2 h			
3 h			3 h		3 h			3 h	3 h			3 h				3 h			3 h	3 h			
4 h			4 h		4 h			4 h	4 h			4 h				4 h			4 h	4 h			
5 h			5 h		5 h			5 h	5 h			5 h				5 h			5 h	5 h			
6 h			6 h		6 h			6 h	6 h			6 h				6 h			6 h	6 h			
7 h			7 h	2	7 h	2		7 h	7 h	2		7 h	2			7 h	2		7 h	7 h	1		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時数計	14	時数計	7		
時数計	0		時数計	14	時数計	14		時数計	0	時数計	0	時数計	14		時数計	14		時					

記入例（長期研修代替）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード 40X00		職員氏名 埼玉 彩華		任用種別 長期研修代替非常勤講師		任用期間中の勤務日数及び時数（計） 40 日 E / 200 時間	
学校名 〇〇市立△△小学校				任期 令和 6年 5月 12日 ~ 令和 6年 7月 6日（年間 40日）			

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事	日	曜日	勤務時間	行事
1	月			1	土			1	木			1	火			1	金			1	土		
2	火			2	日			2	金			2	水			2	土			2	日		
3	水			3	月			3	土			3	木			3	日			3	月		
4	木			4	火			4	日			4	金			4	月			4	火		
5	金			5	水			5	日			5	土			5	火			5	水		
6	土			6	木			6	火			6	日			6	金			6	木		
7	日			7	金			7	水			7	月			7	土			7	金		
8	月			8	土			8	木			8	火			8	日			8	土		
9	火			9	日			9	金			9	水			9	月			9	日		
10	水			10	月			10	土			10	木			10	火			10	月		
11	木			11	火			11	日			11	金			11	水			11	火		
12	金			12	水			12	月			12	土			12	木			12	水		
13	土			13	木			13	火			13	日			13	金			13	木		
14	日			14	火			14	水			14	月			14	土			14	金		
15	月			15	水			15	日			15	火			15	木			15	土		
16	火			16	木			16	金			16	水			16	日			16	日		
17	水			17	金			17	土			17	木			17	火			17	月		
18	木			18	土			18	日			18	金			18	水			18	火		
19	金			19	日			19	月			19	土			19	木			19	水		
20	土			20	月			20	火			20	日			20	金			20	土		
21	日			21	火			21	水			21	月			21	土			21	日		
22	月			22	水			22	木			22	火			22	日			22	金		
23	火			23	木			23	金			23	水			23	土			23	土		
24	水			24	金			24	土			24	木			24	日			24	日		
25	木			25	土			25	日			25	金			25	月			25	月		
26	金			26	日			26	月			26	土			26	火			26	火		
27	土			27	月			27	火			27	日			27	水			27	水		
28	日			28	火			28	水			28	月			28	木			28	木		
29	月			29	水			29	木			29	火			29	金			29	金		
30	火			30	木			30	金			30	水			30	土			30	土		
31	水			31	金			31	土			31	木										
時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数		
2 h				2 h				2 h				2 h				2 h				2 h			
3 h				3 h				3 h				3 h				3 h				3 h			
4 h				4 h				4 h				4 h				4 h				4 h			
5 h				5 h				5 h				5 h				5 h				5 h			
6 h				6 h				6 h				6 h				6 h				6 h			
7 h				7 h				7 h				7 h				7 h				7 h			
時数計	0			時数計	75			時数計	100			時数計	25			時数計	0			時数計	0		
回数				回数				回数				回数				回数				回数			

長期研修代替非常勤講師については、下記の点に
注意し、作成してください。

① 1日の勤務時間は5時間
② 週5日勤務
③ ①、②を本務者の研修期間内行う

記入例（妊娠体育）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード 40X00		任用種別 妊娠体育代替非常勤講師		職員氏名 埼玉 彩華		任用期間中の勤務日数及び時数(計) 30 日 60 時間	
学校名 〇〇市立△△小学校		令和 6年 5月 5日 ~ 令和 6年 7月 13日					

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜日	勤務 時間	行事	日	曜日	勤務 時間	行事	日	曜日	勤務 時間	行事	日	曜日	勤務 時間	行事	日	曜日	勤務 時間	行事	日	曜日	勤務 時間	行事
1	月			1	土			1	木			1	火			1	日			1	土		
2	火			2	日			2	金			2	水			2	月			2	日		
3	水			3	月			3	土			3	木			3	火			3	月		
4	木			4	火			4	日			4	金			4	水			4	火		
5	金			5	水			5	月			5	土			5	木			5	水		
6	土			6	木			6	火			6	日			6	金			6	木		
7	日			7	金			7	水			7	月			7	土			7	金		
8	月			8	土			8	木			8	火			8	日			8	土		
9	火			9	日			9	金			9	水										
10	水			10	月			10	土			10	木										
11	木			11	火			11	日			11	金										
12	金			12	水			12	月			12	土										
13	土			13	木			13	火			13	日										
14	日			14	金			14	水			14	月										
15	月			15	土			15	日			15	火										
16	火			16	木			16	金			16	水										
17	水			17	月			17	土			17	木										
18	木			18	火			18	日			18	金										
19	金			19	水			19	月			19	土										
20	土			20	木			20	火			20	日										
21	日			21	金			21	水			21	月										
22	月			22	土			22	木			22	火										
23	火			23	日			23	金			23	水										
24	水			24	月			24	土			24	木										
25	木			25	火			25	日			25	金										
26	金			26	水			26	月			26	土										
27	土			27	木			27	火			27	日										
28	日			28	金			28	水			28	月										
29	月			29	土			29	木			29	火										
30	火			30	日			30	金			30	水										
				31	金			31	土														
時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数			時数	回数		
2 h				2 h	12			2 h	6			2 h				2 h				2 h			
3 h				3 h				3 h				3 h				3 h				3 h			
4 h				4 h				4 h				4 h				4 h				4 h			
5 h				5 h				5 h				5 h				5 h				5 h			
6 h				6 h				6 h				6 h				6 h				6 h			
7 h				7 h				7 h				7 h				7 h				7 h			
時数計	0			時数計	24			時数計	12			時数計	0			時数計	0			時数計	0		

妊娠体育代替非常勤講師については、下記の点に
注意し、作成してください。

【小学校の場合】

①週6時間勤務

②妊娠判明時から産前休暇に入るまでの期間、勤務する

③1日の勤務時間は2～6時間

【中学校の場合】

①週13時間勤務

②妊娠判明時から産前休暇に入るまでの期間、勤務する

時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数
2 h				2 h				2 h				2 h				2 h				2 h			
3 h				3 h				3 h				3 h				3 h				3 h			
4 h				4 h				4 h				4 h				4 h				4 h			
5 h				5 h				5 h				5 h				5 h				5 h			
6 h				6 h				6 h				6 h				6 h				6 h			
7 h				7 h				7 h				7 h				7 h				7 h			
時数計	0			時数計	24			時数計	12			時数計	0			時数計	0			時数計	0		

記入例 (免許外)

学校コード	50X00	職員氏名	埼玉 彩華	任用種別	免許外教科担任非常勤講師	任用期間中の勤務日数及び時数(計)	70 日 280 時間
学校名	〇〇市立△△中学校			任期	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日 (年間 70 日)		

免許外教科担任非常勤講師については、下記の点に注意し、作成してください。

- ① 1日の勤務時間は原則4時間以内
- ② 年間の勤務日数は原則70日以下

※派遣校の実情により、時間数増や日数増の場合あり

表
安
予
務
勸
品
講
助
症
非
嘔
藏
校
學
用
住
度
年
計
今
世
和
6
今

記入例 (少人数)

学校コード	50X00	職氏名	埼玉 彩子
学校名	〇〇市立△△中学校	任用種別	小人数指導非常勤講師
		任期	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日 (年間 175日)
			任用期間中の勤務日数及び時数(計)
			175 E、 875 時間

4月

行事

日曜日

1月

勤務時間

5月

行事

日曜日

1水

勤務時間

6月

行事

日曜日

1土

勤務時間

7月

行事

日曜日

1月

勤務時間

8月

行事

日曜日

1木

勤務時間

9月

行事

日曜日

1日

勤務時間

10月

行事

日曜日

1火

勤務時間

11月

行事

日曜日

1金

勤務時間

5

12月

行事

日曜日

1日

勤務時間

1月

行事

日曜日

1水

勤務時間

2月

行事

日曜日

1土

勤務時間

3月

行事

日曜日

1土

勤務時間

4月

行事

日曜日

1月

勤務時間

5月

行事

日曜日

2木

勤務時間

6月

行事

日曜日

2火

勤務時間

7月

行事

日曜日

2火

勤務時間

5

8月

行事

日曜日

2金

勤務時間

9月

行事

日曜日

2月

勤務時間

10月

行事

日曜日

2水

勤務時間

5

11月

行事

日曜日

2土

勤務時間

12月

行事

日曜日

2月

勤務時間

1月

行事

日曜日

2木

勤務時間

2月

行事

日曜日

2日

勤務時間

3月

行事

日曜日

2日

勤務時間

4月

行事

日曜日

3水

勤務時間

5月

行事

日曜日

3金

勤務時間

5

6月

行事

日曜日

3水

勤務時間

7月

行事

日曜日

3火

勤務時間

8月

行事

日曜日

3土

勤務時間

9月

行事

日曜日

3日

勤務時間

10月

行事

日曜日

3木

勤務時間

11月

行事

日曜日

3土

勤務時間

12月

行事

日曜日

3火

勤務時間

1月

行事

日曜日

3金

勤務時間

2月

行事

日曜日

3月

勤務時間

3月

行事

日曜日

3月

勤務時間

4月

行事

日曜日

4木

勤務時間

5月

行事

日曜日

4土

勤務時間

6月

行事

日曜日

4火

勤務時間

7月

行事

日曜日

4水

勤務時間

8月

行事

日曜日

4木

勤務時間

9月

行事

日曜日

4日

勤務時間

10月

行事

日曜日

4金

勤務時間

11月

行事

日曜日

4月

勤務時間

12月

行事

日曜日

4火

勤務時間

1月

行事

日曜日

4土

勤務時間

2月

行事

日曜日

4火

勤務時間

3月

行事

日曜日

4火

勤務時間

4月

行事

日曜日

5金

勤務時間

5月

行事

日曜日

5日

勤務時間

6月

行事

日曜日

5水

勤務時間

7月

行事

日曜日

5木

勤務時間

8月

行事

日曜日

5金

勤務時間

9月

行事

日曜日

5月

勤務時間

10月

行事

日曜日

5土

勤務時間

11月

行事

日曜日

5日

勤務時間

12月

行事

日曜日

5木

勤務時間

1月

行事

日曜日

5土

勤務時間

2月

行事

日曜日

5火

勤務時間

3月

行事

日曜日

5火

勤務時間

4月

行事

日曜日

6土

勤務時間

5月

行事

日曜日

6月

勤務時間

6月

行事

日曜日

6木

勤務時間

7月

行事

日曜日

6火

勤務時間

8月

行事

日曜日

6水

勤務時間

9月

行事

日曜日

6木

勤務時間

10月

行事

日曜日

6金

勤務時間

11月

行事

日曜日

6日

勤務時間

12月

行事

日曜日

6土

勤務時間

1月

行事

日曜日

6土

勤務時間

2月

行事

日曜日

6日

勤務時間

3月

行事

日曜日

6日

勤務時間

4月

行事

日曜日

7日

勤務時間

5月

行事

日曜日

7火

勤務時間

6月

行事

日曜日

7木

勤務時間

7月

行事

日曜日

7日

勤務時間

8月

行事

日曜日

7水

勤務時間

9月

行事

日曜日

7木

勤務時間

10月

行事

日曜日

7金

勤務時間

11月

行事

日曜日

7土

勤務時間

12月

行事

日曜日

7土

勤務時間

1月

行事

日曜日

7金

勤務時間

2月

行事

日曜日

7土

勤務時間

3月

行事

日曜日

7土

勤務時間

4月

行事

日曜日

8月

勤務時間

5月

行事

日曜日

8水

勤務時間

6月

行事

日曜日

8木

勤務時間

7月

行事

日曜日

8日

勤務時間

8月

行事

日曜日

8水

勤務時間

9月

行事

日曜日

8木

勤務時間

10月

行事

日曜日

8金

勤務時間

11月

行事

日曜日

8土

勤務時間

12月

行事

日曜日

8土

勤務時間

1月

行事

日曜日

8土

勤務時間

2月

行事

日曜日

8土

勤務時間

3月

行事

日曜日

8土

勤務時間

4月

行事

日曜日

9火

勤務時間

5月

行事

日曜日

9木

勤務時間

6月

行事

日曜日

9土

勤務時間

7月

行事

日曜日

9日

勤務時間

8月

行事

日曜日

9水

勤務時間

9月

行事

日曜日

9木

勤務時間

10月

行事

日曜日

9金

勤務時間

11月

行事

日曜日

9土

勤務時間

12月

行事

日曜日

9土

勤務時間

1月

行事

日曜日

9土

勤務時間

2月

行事

日曜日

9日

勤務時間

3月

行事

日曜日

9日

勤務時間

4月

行事

日曜日

10水

勤務時間

5月

行事

日曜日

10金

勤務時間

6月

行事

日曜日

10土

勤務時間

7月

行事

日曜日

10日

勤務時間

8月

行事

日曜日

10水

勤務時間

9月

行事

日曜日

10木

勤務時間

10月

行事

日曜日

10金

勤務時間

11月

行事

日曜日

10土

勤務時間

12月

行事

日曜日

10土

勤務時間

1月

行事

日曜日

10金

勤務時間

2月

行事

日曜日

10日

勤務時間

3月

行事

日曜日

10日

勤務時間

4月

行事

日曜日

11木

勤務時間

5月

行事

日曜日

11金

勤務時間

6月

行事

日曜日

11土

勤務時間

7月

行事

日曜日

11日

勤務時間

8月

行事

日曜日

11水

勤務時間

9月

行事

日曜日

11木

勤務時間

10月

行事

日曜日

11金

勤務時間

11月

行事

日曜日

11土

勤務時間

12月

行事

日曜日

11土

勤務時間

1月

行事

日曜日

11金

勤務時間

2月

行事

日曜日

11日

勤務時間

3月

行事

日曜日

11日

勤務時間

4月

行事

日曜日

12金

勤務時間

5月

行事

日曜日

12土

勤務時間

6月

行事

日曜日

12日

勤務時間

7月

行事

日曜日

12水

勤務時間

8月

行事

日曜日

12木

勤務時間

9月

行事

日曜日

12金

勤務時間

10月

行事

日曜日

12土

勤務時間

11月

行事

日曜日

12土

勤務時間

12月

行事

日曜日

12土

勤務時間

1月

行事

日曜日

12金

勤務時間

2月

行事

日曜日

12日

勤務時間

3月

行事

日曜日

12日

勤務時間

4月

行事

日曜日

13土

勤務時間

5月

行事

日曜日

13日

勤務時間

6月

行事

日曜日

13水

勤務時間

7月

行事

日曜日

13木

勤務時間

8月

行事

日曜日

13金

勤務時間

9月

行事

日曜日

13土

勤務時間

10月

行事

日曜日

13土

勤務時間

11月

行事

日曜日

13土

勤務時間

12月

行事

日曜日

13土

勤務時間

1月

行事

日曜日

13金

勤務時間

2月

行事

日曜日

13日

勤務時間

3月

行事

日曜日

13日

勤務時間

4月

行事

日曜日

14火

勤務時間

5月

行事

日曜日

14水

勤務時間

6月

行事

日曜日

14木

勤務時間

7月

行事

日曜日

14日

勤務時間

8月

行事

日曜日

14水

勤務時間

9月

行事

日曜日

14木

勤務時間

10月

行事

日曜日

14金

勤務時間

11月

行事

日曜日

14土

勤務時間

12月

行事

日曜日

14土

勤務時間

1月

行事

日曜日

14金

勤務時間

2月

行事

日曜日

14日

勤務時間

3月

行事

日曜日

14日

勤務時間

4月

行事

日曜日

15水

勤務時間

5月

行事

日曜日

15木

勤務時間

6月

行事

日曜日

15金

勤務時間

7月

行事

日曜日

15土

勤務時間

8月

行事

日曜日

15日

勤務時間

9月

行事

日曜日

15水

勤務時間

10月

行事

日曜日

15木

勤務時間

11月

行事

日曜日

15金

勤務時間

12月

行事

日曜日

15土

勤務時間

1月

行事

日曜日

15土

勤務時間

2月

行事

日曜日

15日

勤務時間

3月

行事

日曜日

15日

勤務時間

4月

行事

日曜日

16火

勤務時間

5月

行事

日曜日

16水

勤務時間

6月

行事

日曜日

16木

勤務時間

7月

行事

日曜日

16日

勤務時間

8月

行事

日曜日

16水

勤務時間

9月

行事

日曜日

16木

勤務時間

10月

行事

日曜日

16金

勤務時間

11月

行事

日曜日

16土

勤務時間

12月

行事

日曜日

16土

勤務時間

1月

行事

日曜日

16金

勤務時間

2月

行事

日曜日

16日

勤務時間

3月

行事

日曜日

16日

勤務時間

4月

行事

日曜日

17水

勤務時間

5月

行事

日曜日

17木

勤務時間

6月

行事

日曜日

17金

勤務時間

7月

行事

日曜日

17土

勤務時間

8月

行事

日曜日

17日

勤務時間

9月

行事

日曜日

17水

勤務時間

10月

行事

日曜日

17木

勤務時間

11月

行事

日曜日

17金

勤務時間

12月

行事

日曜日

17土

勤務時間

1月

行事

日曜日

17金

勤務時間

2月

行事

日曜日

17日

勤務時間

3月

行事

日曜日

17日

勤務時間

4月

行事

日曜日

18木

勤務時間

5月

行事

日曜日

18土

勤務時間

6月

行事

日曜日

18日

勤務時間

7月

行事

日曜日

18水

勤務時間

8月

行事

日曜日

18木

勤務時間

9月

行事

日曜日

18金

勤務時間

10月

行事

日曜日

18土

勤務時間

11月

行事

日曜日

18土

勤務時間

12月

行事

日曜日

18土

勤務時間

1月

行事

日曜日

18金

勤務時間

2月

行事

日曜日

18日

勤務時間

3月

行事

日曜日

18日

勤務時間

4月

行事

日曜日

19金

勤務時間

5月

行事

日曜日

19土

勤務時間

6月

行事

日曜日

19日

勤務時間

7月

行事

日曜日

19水

勤務時間

8月

行事

日曜日

19木

勤務時間

9月

行事

日曜日

19金

勤務時間

10月

行事

日曜日

19土

勤務時間

11月

行事

日曜日

19土

勤務時間

12月

行事

日曜日

19土

勤務時間

1月

行事

日曜日

19金

勤務時間

2月

行事

日曜日

19日

勤務時間

3月

行事

日曜日

19日

勤務時間

4月

行事

日曜日

20土

勤務時間

5月

行事

日曜日

20日

勤務時間

6月

行事

日曜日

20水

勤務時間

7月

行事

日曜日

20木

勤務時間

8月

行事

日曜日

20金

勤務時間

9月

行事

日曜日

20土

勤務時間

10月

行事

日曜日

20土

勤務時間

11月

行事

日曜日

20土

勤務時間

12月

行事

日曜日

20土

勤務時間

1月

行事

日曜日

20金

勤務時間

2月

行事

日曜日

20日

勤務時間

3月

行事

日曜日

20日

勤務時間

4月

行事

日曜日

21日

勤務時間

5月

行事

日曜日

21火

勤務時間

6月

行事

日曜日

21水

勤務時間

7月

行事

日曜日

21木

勤務時間

8月

行事

日曜日

21金

勤務時間

9月

行事

日曜日

21土

勤務時間

10月

行事

日曜日

21土

勤務時間

11月

行事

日曜日

21土

勤務時間

12月

行事

日曜日

21土

勤務時間

1月

行事

日曜日

21金

勤務時間

2月

行事

日曜日

21日

勤務時間

3月

行事

日曜日

21日

勤務時間

4月

行事

日曜日

記入例（学級運営改善）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード	40X00	職員氏名	埼玉 彩華	任用種別	学級運営等の改善のための非常勤講師					任用期間中の勤務日数及び時数(計)			
学校名	〇〇市立△△小学校			任期	令和	5年	9月	29日	～ 令和	5年	12月	14日 (年間 45日)	45 日 / 180 時間

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間	日	曜日	勤務時間
1	月		1	水		1	月		1	木		1	火	4	1	金	4	1	水		1	土	
2	火		2	木		2	火		2	金		2	水	4	2	土	4	2	木		2	日	
3	水		3	金		3	水		3	土		3	木	4	3	日	4	3	金		3	月	
4	木		4	土		4	木		4	日		4	金	4	4	月	4	4	土		4	火	
5	金														5	火	4	5	木		5	水	
6	土														6	水	4	6	金		6	木	
7	日														7	木	4	7	土		7	金	
8	月														8	金	4	8	日		8	土	
9	火														9	土	4	9	月		9	日	
10	水														10	日	4	10	火		10	月	
11	木														11	月	4	11	水		11	火	
12	金														12	火	4	12	木		12	水	
13	土														13	水	4	13	金		13	木	
14	日														14	木		14	土		14	金	
15	月														15	金	4	15	日		15	土	
16	火														16	土	4	16	月		16	日	
17	水														17	日	4	17	火		17	月	
18	木														18	月	4	18	水		18	火	
19	金														19	火	4	19	木		19	水	
20	土														20	水	4	20	金		20	木	
21	日														21	木	4	21	土		21	金	
22	月														22	金	4	22	日		22	土	
23	火														23	土	4	23	月		23	日	
24	水														24	日	4	24	火		24	月	
25	木														25	月	4	25	水		25	火	
26	金														26	火	4	26	木		26	水	
27	土														27	水	4	27	金		27	木	
28	日														28	木	4	28	土		28	金	
29	月														29	金	4	29	日		29	土	
30	火														30	土	4	30	月		30	日	
31	水														31	日	4				31	月	
時数	回数		時数	回数		時数	回数		時数	回数		時数	回数		時数	回数		時数	回数		時数	回数	
2 h			2 h			2 h			2 h			2 h			2 h			2 h			2 h		
3 h			3 h			3 h			3 h			3 h			3 h			3 h			3 h		
4 h			4 h			4 h			4 h	1		4 h	22		4 h	19		4 h			4 h		
5 h			5 h			5 h			5 h			5 h			5 h			5 h			5 h		
6 h			6 h			6 h			6 h			6 h			6 h			6 h			6 h		
7 h			7 h			7 h			7 h			7 h			7 h			7 h			7 h		
時数計	0		時数計	0		時数計	0		時数計	0	4	時数計	88	76	時数計	12		時数計	0		時数計	0	0

学級運営等の改善のための非常勤講師については、下記
の点に注意し、作成してください。

①－1 1日の勤務時間は3時間
－2 週5日勤務
－3 年間60日以下（年間20日間まで延長する場合
有）

又は

②－1 1日の勤務時間は4時間

学級運営等の改善のための非常勤講師については、下記

の点に注意し、作成してください。

- ①－1 1日の勤務時間は3時間
- －2 週5日勤務
- －3 年間60日以下（年間20日間まで延長する場合有）

又は

- ②－1 1日の勤務時間は4時間

令和6年度 会計年度任用学校職員(非常勤講師)勤務予定表

記入例 (妊娠養護)

学校コード 学校名		40X00 〇〇市立△△小学校		職員氏名 埼玉 彩華		任用種別 妊娠養護教員対応非常勤講師		任期 令和 6年 5月 19日 ~ 令和 6年 6月 22日		任用期間中の勤務日数及び時数(計) 25 日 E / 125 時間													
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間
1 月		1 水		1 土		1 月		1 木		1 日		1 火		1 金		1 日		1 水		1 土		1 土	
2 火		2 木		2 日		2 火		2 金		2 月		2 水		2 土		2 月		2 木		2 日		2 日	
3 水		3 金	5	3 月		3 水		3 土		3 火		3 木		3 日		3 火		3 金		3 月		3 月	
4 木		4 土	5	4 火		4 木		4 日		4 水		4 金		4 月		4 水		4 土		4 火		4 火	
5 金		5 日	5	5 水		5 金		5 月		5 木		5 土		5 火		5 木		5 日		5 水		5 水	
6 土		6 月	5	6 木		6 土		6 火		6 金		6 日		6 水		6 金		6 月		6 木		6 木	
7 日		7 火	5	7 金		7 日		7 水		7 土		7 月		7 木		7 土		7 火		7 金		7 金	
8 月		8 水		8 土		8 月		8 木		8 日		8 火		8 金		8 日		8 水		8 土		8 土	
9 火		9 木		9 日		9 火		9 金		9 月		9 水		9 土		9 月		9 木		9 日		9 日	
10 水		10 金	5	10 月		10 水		10 土		10 火		10 木		10 日		10 火		10 金		10 月		10 月	
11 木		11 土	5	11 火		11 木		11 日		11 水		11 金		11 月		11 水		11 土		11 火		11 火	
12 金		12 日	5	12 水		12 金		12 月		12 木		12 土		12 火		12 木		12 日		12 水		12 水	
13 土		13 月	5	13 火		13 土		13 火		13 金		13 日		13 水		13 金		13 月		13 木		13 木	
14 日		14 火	5	14 水		14 日		14 木		14 土		14 月		14 木		14 土		14 火		14 金		14 金	
15 月		15 水		15 土		15 日		15 火		15 日		15 水		15 金		15 日		15 土		15 土		15 土	
16 火		16 木		16 日		16 火		16 金		16 月		16 火		16 土		16 月		16 木		16 日		16 日	
17 水		17 金	5	17 土		17 水		17 日		17 火		17 木		17 日		17 火		17 金		17 月		17 月	
18 木		18 土	5	18 火		18 木		18 日		18 水		18 金		18 月		18 水		18 土		18 火		18 火	
19 金		19 日	5	19 水		19 金		19 月		19 木		19 土		19 火		19 木		19 日		19 水		19 水	
20 土		20 月	5	20 木		20 土		20 火		20 金		20 日		20 水		20 金		20 月		20 木		20 木	
21 日		21 火	5	21 金		21 日		21 水		21 土		21 月		21 火		21 土		21 日		21 金		21 金	
22 月		22 水	5	22 土		22 月		22 木		22 日		22 火		22 金		22 火		22 月		22 土		22 土	
23 火		23 木	5	23 日		23 火		23 金		23 月		23 水		23 土		23 月		23 火		23 日		23 日	
24 水		24 金	5	24 月		24 水		24 土		24 火		24 木		24 日		24 火		24 水		24 月		24 月	
25 木		25 土		25 火		25 木		25 日		25 水		25 金		25 月		25 水		25 土		25 火		25 火	
26 金		26 日		26 水		26 金		26 月		26 木		26 土		26 火		26 木		26 日		26 水		26 水	
27 土		27 月	5	27 火		27 土		27 日		27 金		27 月		27 水		27 土		27 火		27 木		27 木	
28 日		28 火	5	28 水		28 日		28 木		28 土		28 火		28 金		28 日		28 月		28 金		28 金	
29 月		29 水	5	29 土		29 月		29 金		29 月		29 火		29 土		29 日		29 水		29 土		29 土	
30 火		30 木	5	30 日		30 火		30 月		30 金		30 水		30 土		30 月		30 火		30 日		30 日	
		31 金	5			31 水		31 土				31 木				31 火		31 金				31 月	
時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数
2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h	
3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h	
4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h	
5 h		5 h	10	5 h	15	5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h	
6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h	
7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h	
時数計	0	時数計	50	時数計	75	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0

妊娠養護教員対応非常勤講師については、下記の点に注意し、作成してください。
①任期は4月から7月末まで
②週25時間
③②を超過しないよう、勤務の割振変更を行う

記入例（小学校専科）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード 40X00		職員氏名 埼玉 彩華		任用種別 小学校専科非常勤講師		任用期間中の勤務日数及び時数(計)																	
学校名 〇〇市立△△小学校				任期 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日 (年間 175日)		175 日 875 時間																	
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間
1 月		1 水		5 1 土		1 月		5 1 木		1 日		1 火		5 1 金		1 日		1 水		1 土		1 土	
2 火		2 木		5 2 日		2 火		5 2 金		2 月		2 水		5 2 土		2 月		2 木		2 日		2 日	
3 水		3 金		5 3 月		3 水		5 3 土		3 火		3 木		5 3 日		3 火		3 金		3 月		3 月	
4 木		4 土		5 4 火		4 木		5 4 日		4 水		4 金		5 4 月		4 水		4 土		4 火		4 火	
5 金		5 日		5 5 水		5 金		5 5 月		5 木		5 土		5 5 火		5 木		5 日		5 水		5 水	
6 土		6 月		5 6 木		6 土		5 6 火		6 金		6 日		5 6 水		6 金		6 月		6 木		5 6 木	
7 日		7 火		5 7 金		7 日		5 7 土		7 火		7 水		5 7 木		7 土		7 火		7 金		5 7 金	
8 月		8 水		5 8 土		8 月		5 8 日		8 火		8 木		5 8 金		8 日		8 水		8 土		8 土	
9 火		9 木		5 9 日		9 火		5 9 金		9 月		9 水		5 9 土		9 月		9 木		9 日		9 日	
10 水		10 金		5 10 月		10 水		5 10 土		10 火		10 木		5 10 日		10 火		10 金		10 月		5 10 月	
11 木		11 土		5 11 火		11 木		5 11 日		11 水		11 金		5 11 土		11 水		11 土		11 火		11 火	
12 金		12 日		5 12 水		12 金		5 12 月		12 木		12 土		5 12 日		12 木		12 金		12 水		12 水	
13 土		13 月		5 13 火		13 土		5 13 火		13 金		13 日		5 13 土		13 金		13 月		13 木		5 13 木	
14 日		14 火		5 14 水		14 日		5 14 水		14 土		14 月		5 14 日		14 土		14 火		14 金		5 14 金	
15 月		15 水		5 15 火		15 月		5 15 火		15 日		15 金		5 15 土		15 日		15 水		15 土		15 土	
16 火		16 木		5 16 土		16 火		5 16 金		16 月		16 土		5 16 日		16 月		16 木		16 日		16 日	
17 水		17 金		5 17 日		17 水		5 17 土		17 火		17 金		5 17 土		17 火		17 土		17 月		5 17 月	
18 木		18 土		5 18 月		18 木		5 18 日		18 水		18 金		5 18 土		18 水		18 月		18 火		5 18 火	
19 金		19 日		5 19 火		19 金		5 19 土		19 木		19 土		5 19 日		19 木		19 金		19 水		5 19 水	
20 土		20 月		5 20 水		20 土		5 20 火		20 金		20 日		5 20 土		20 金		20 月		20 木		5 20 木	
21 日		21 火		5 21 木		21 日		5 21 土		21 月		21 金		5 21 日		21 木		21 土		21 火		5 21 火	
22 月		22 水		5 22 金		22 月		5 22 土		22 火		22 日		5 22 土		22 金		22 月		22 水		5 22 水	
23 火		23 木		5 23 土		23 火		5 23 日		23 水		23 金		5 23 土		23 火		23 木		23 土		5 23 土	
24 水		24 金		5 24 月		24 水		5 24 火		24 木		24 土		5 24 日		24 火		24 金		24 土		5 24 土	
25 木		25 土		5 25 火		25 木		5 25 土		25 金		25 日		5 25 土		25 水		25 金		25 月		5 25 月	
26 金		26 日		5 26 水		26 金		5 26 火		26 月		26 土		5 26 日		26 木		26 火		26 金		5 26 金	
27 土		27 月		5 27 火		27 土		5 27 土		27 火		27 日		5 27 土		27 金		27 水		27 木		5 27 木	
28 日		28 火		5 28 金		28 日		5 28 土		28 月		28 金		5 28 日		28 土		28 火		28 月		5 28 月	
29 月		29 水		5 29 土		29 月		5 29 日		29 火		29 金		5 29 土		29 火		29 金		29 水		5 29 水	
30 火		30 木		5 30 日		30 火		5 30 月		30 水		30 土		5 30 日		30 木		30 火		30 金		5 30 金	
		31 金		5		31 水		5				31 木		5								5 31 火	
時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数
2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h	
3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h	
4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h	
5 h	15	5 h	21	5 h	20	5 h	8	5 h	1	5 h	19	5 h	21	5 h	8	5 h	15	5 h	18	5 h	11	5 h	11
6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h	
7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h	
時数計	75	時数計	105	時数計	100	時数計	40	時数計	5	時数計	95	時数計	105	時数計	90	時数計	75	時数計	90	時数計	55	時数計	55

小学校専科非常勤講師については、下記の
点に注意し、作成してください。

① 1 日の勤務時間は原則 5 時間
② 年間の勤務日数は原則 1 7 5 日

小学校専科非常勤講師については、下記の
点に注意し、作成してください。

- ① 1 日の勤務時間は原則 5 時間
- ② 年間の勤務日数は原則 175 日

記入例（欠員等対応）

令和6年度 会計年度任用学校職員（非常勤講師）勤務予定表

学校コード 40X00		職員氏名 埼玉 彩華		任用種別 欠員等対応非常勤講師		任用期間中の勤務日数及び時数(計) 42 E、 252 時間	
学校名 〇〇市立△△小学校		令和 6年 4月 1日 ~ 令和 6年 5月 31日					

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間	日	勤務 時間
1	月	6	1	土	6	1	木	1	火	1	日	1	火	1	金	1	日	1	水	1	土	1	土
2	火	6	2	日	6	2	金	2	水	2	月	2	水	2	土	2	月	2	木	2	日	2	日
3	水	6	3	金	3	土	3	火	3	火	3	木	3	日	3	日	3	火	3	金	3	月	
4	木	6	4	土	4	日	4	水	4	水	4	金	4	月	4	月	4	水	4	土	4	火	
5	金	6	5	日	5	月	5	木	5	木	5	土	5	火	5	火	5	木	5	日	5	水	
6	土	6	6	月	6	火	6	金	6	金	6	日	6	水	6	水	6	土	6	月	6	木	
7	日	6	7	火	6	7	土	7	日	7	土	7	月	7	木	7	土	7	火	7	金	7	金
8	月	6	8	水	6	8	日	8	火	8	日	8	水	8	金	8	日	8	水	8	土	8	土
9	火	6	9	木	6	9	火	9	水	9	月	9	木	9	土	9	月	9	木	9	日	9	日
10	水	6	10	金	6	10	水	10	木	10	火	10	金	10	日	10	火	10	金	10	月	10	月
11	木	6	11	土	6	11	木	11	土	11	水	11	日	11	月	11	水	11	土	11	火	11	火
12	金	6	12	日	6	12	金	12	火	12	木	12	土	12	火	12	木	12	日	12	水	12	水
13	土	6	13	月	6	13	土	13	火	13	金	13	日	13	水	13	金	13	月	13	木	13	木
14	日	6	14	火	6	14	日	14	水	14	土	14	木	14	木	14	土	14	火	14	金	14	金
15	月	6	15	水	6	15	土	15	木	15	日	15	火	15	金	15	日	15	水	15	土	15	土
16	火	6	16	木	6	16	日	16	金	16	月	16	土	16	土	16	月	16	木	16	日	16	日
17	水	6	17	金	6	17	火	17	土	17	火	17	日	17	日	17	火	17	金	17	月	17	月
18	木	6	18	土	6	18	日	18	水	18	水	18	木	18	月	18	水	18	土	18	火	18	火
19	金	6	19	日	6	19	月	19	火	19	木	19	金	19	火	19	木	19	日	19	土	19	土
20	土	6	20	月	6	20	土	20	火	20	金	20	日	20	水	20	金	20	月	20	火	20	火
21	日	6	21	火	6	21	日	21	水	21	土	21	木	21	木	21	土	21	火	21	土	21	土
22	月	6	22	水	6	22	月	22	木	22	日	22	金	22	金	22	日	22	水	22	日	22	日
23	火	6	23	木	6	23	火	23	金	23	月	23	土	23	土	23	月	23	木	23	火	23	火
24	水	6	24	金	6	24	水	24	土	24	火	24	日	24	日	24	火	24	金	24	水	24	水
25	木	6	25	土	6	25	木	25	火	25	金	25	土	25	月	25	土	25	土	25	木	25	木
26	金	6	26	日	6	26	金	26	日	26	月	26	火	26	火	26	日	26	金	26	火	26	火
27	土	6	27	月	6	27	土	27	火	27	火	27	水	27	水	27	火	27	土	27	日	27	日
28	日	6	28	火	6	28	日	28	水	28	土	28	木	28	木	28	土	28	日	28	月	28	月
29	月	6	29	水	6	29	月	29	木	29	日	29	金	29	金	29	日	29	火	29	火	29	火
30	火	6	30	木	6	30	火	30	金	30	月	30	土	30	土	30	月	30	水	30	土	30	土
31	水	6	31	金	6	31	水	31	土	31	火	31	日	31	日	31	火	31	月	31	火	31	火
時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数	時数	回数
2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h		2 h	
3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h		3 h	
4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h		4 h	
5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h		5 h	
6 h	21	6 h	21	6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h		6 h	
7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h		7 h	
時数計	126	時数計	126	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0	時数計	0

欠員等対応非常勤講師については、下記の
点に注意し、作成してください。
①年間175日以内
②1日5時間以内

会計年度任用職員の皆様へ

埼玉県教育委員会

個人番号の提供について（お願い）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の施行に伴い、社会保障・税・災害対策分野の行政手続において、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。

報酬の支払いに当たっては、税務署や住民票のある市町村に提出する、税務関係書類の作成に際して個人番号を提供する必要があります。

つきましては、以下を確認のうえ、個人番号記入シートへ個人番号の記載をお願いします。

①個人番号の利用目的

個人番号記入シートに記載された個人番号は、以下の事務を行うため利用します。

個人番号を利用する事務

- 源泉徴収票作成事務、税関係申告書・調書への記載
- 厚生年金保険、雇用保険に関する手続【該当者のみ】

②個人番号提供の際の本人確認

個人番号を提供していただく際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に提供を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

	番号確認	身元確認
対面	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか1つの提示をお願いします。	対面で確認するため身元確認書類の提示は不要です。
郵送	個人番号カード（裏面）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか1つの写しの提出をお願いします。	個人番号カード（表面）、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか1つの写しの提出又は所属長から提示された氏名等の記載された書類の提出をお願いします。